

官報号外

平成二十八年六月一日

○第一百九十回 参議院会議録第三十一号

平成二十八年六月一日(水曜日)

午前十一時三十分開議

○議事日程 第三十二号

平成二十八年六月一日

午前十一時三十分開議

第一 真珠の振興に関する法律案(衆議院提出)

第二 平成三十一年東京オリンピック競技大会特別措置法

の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法

律案(衆議院提出)

第四 特定非営利活動促進法の一部を改正する

法律案(衆議院提出)

第五 民法の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第六 都市再生特別措置法等の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第六まで

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百二十六件の請願

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 賛成

一百三十九

反対

二百三十九

投票総数

三百三十九

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第二 平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案

日程第三 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案

日程第四 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長神

康稔さんより趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長神

康稔さんより趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長神

康稔さんより趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長神

康稔さんより趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

まず、平成三十一年東京オリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案は、平成三十一年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての国会への報告について定めようとするものであります。委員会におきましては、衆議院文部科学委員長谷川弥一さんより趣旨説明を聴取した後、大会組織委員会の活動を含めた国会報告の必要性、大会招致活動の経緯等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残つた日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めようとするものであります。委員会におきましては、衆議院内閣委員長西村康稔さんより趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。法律案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改め、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を短縮し、及び認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持ち出しに係る書類の所轄庁への事前の提出を不要とするとともに、特定非営利活動法人における事業報告書等の備置期間を延長し、及び特定非営利活動法人に対する貸借対照表の公告を義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長西村康稔さんより趣旨説明を聽取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）
○議長（山崎正昭君） これより採決をいたします。

○議長（山崎正昭君） 本法律案は全会一致をもつて可決されました。

○議長（山崎正昭君） これより採決をいたします。

まず、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君） 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長（山崎正昭君） 投票の結果を報告いたしました。

○議長（山崎正昭君） 賛成
反対

投票総数

一百三十九
一百三十八
一

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 次に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。（投票開始）
○議長（山崎正昭君） 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君） 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

一百三十八
一百三十九
一

反対

賛成

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 日程第五 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院交付）を議題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君） 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君） 投票の結果を報告いたしました。

○議長（山崎正昭君） 賛成
反対

投票総数

一百三十九
一百三十八
一

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 次に、最高裁判所判決があつたことに鑑み、当該期間を百日に改める等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行後三年を目途として、再婚禁止に係る制度の在り方にについて検討を加える旨の規定を附則に追加する修正が行わっております。

○議長（山崎正昭君） 委員会におきましては、再婚禁止期間の立法目的、従来の戸籍実務における再婚禁止期間の規定の例外的取扱い、本法律案成立後の再婚禁止期間

の規定の周知方法、無戸籍児への具体的な支援策、嫡出推定規定の趣旨及びこれを見直す必要性、選択的夫婦別氏制度導入へ向けた今後の検討等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君） これより採決をいたしました。

○議長（山崎正昭君） 本法律案は全会一致をもつて可決されました。

○議長（山崎正昭君） これより採決をいたしました。

○議長（山崎正昭君） 本法律案は全会一致をもつて可決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔金子洋一君登壇、拍手〕

○金子洋一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、都市再生施策の推進と地方都市の活性化、都市の国際競争力及び防災機能の強化に向けた取組、老朽化した田園地型マンショ等の再生の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員、社会民主党・護憲連合を代表して吉田忠智委員より、本法律案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君） これより採決をいたしました。

○議長（山崎正昭君） 本法律案は全会一致をもつて可決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君） 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君） 投票の結果を報告いたしました。

○議長（山崎正昭君） 本法律案は全会一致をもつて可決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手) 十六

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、

本日法務委員長外二委員長から報告書が提出されました。法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外三百二十六件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年

院施設の増員に関する請願(十二件)

裁判所の人的・物的充実に関する請願(十七件)

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に

関する請願(十四件)

実勢単価に見合った保育所等整備交付金の維持・拡充に関する請願

国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願(九件)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(九十五件)

ウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援とB型肝炎ウイルスを排除する治療薬等の研究・開発促進及び肝炎ウイルス検診の更なる推進に関する請願(百一件)

保育士の確保に関する請願

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(五十六件)

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(十九件)

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これらの請願は、委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

○議長(山崎正昭君) この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

○議長(山崎正昭君) この際、お諮りいたしました。

環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

行政監視委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、災害対策特別委員会

灾害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

地方・消費者問題に関する特別委員会

一、地方の活性化及び消費者問題に関する調査

総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

地方・消費者問題に関する特別委員会

一、地方の活性化及び消費者問題に関する調査

総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する調査

○議長(山崎正昭君) 本件は各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 本件は各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 本件は各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。
よつて、本件は各委員長要求のとおり決しました。

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めました。

○議長(山崎正昭君) 本院法制局長岩崎隆二君から法制局長を辞任いたしたいとの申出がございました。

同君の辞任を承認することに御異議ございませんか。

○議長(山崎正昭君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
よつて、承認することに決しました。○議長(山崎正昭君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
よつて、承認することに決しました。○議長(山崎正昭君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
よつて、承認されました。○議長(山崎正昭君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
よつて、承認されました。

院議員としての重責を果たされ、数々の御功績を残されましたことに深甚なる敬意を表するものであります。とりわけ、今回の改選を機に勇退される方々には、長年にわたり御指導をいただき、惜別的情やみ難いものがございます。どうか、くれぐれも御自愛の上、今後とも本院、そして議会政治発展のため御支援を賜りますようお願い申上げます。

また、来るべき選挙に重ねて立候補される方々において再び相まみえることができるように、この議場において再び相まみえることができますよう心より祈念いたしております。

かく言う私も、今回改選を迎えます。この三年間、非力ながらも議長としての職責を大過なく果たすことができましたのも、ひとえに先輩、同僚議員皆様方の御厚情、御鞭撻のたまものであります。衷心より感謝を申し上げます。

また、特に輿石副議長に対しましては、皆様方とともに御礼申し上げたいと存じます。輿石副議長におかれましては、議長を補佐し、その優れた識見と円満なお人柄によって、本院の公正な運営、権威発揚に献身的な御尽力をいただきました。ここに、改めて深謝いたしますとともに、今後とも御自愛の上、一層御活躍されることをお祈り申し上げる次第でござります。

我が国二院制の下で、参議院は、衆議院とともに國權の最高機関として重い使命と役割を担つております。国内外をめぐる諸情勢が一段と厳しさを増す中で、参議院が引き続き、衆議院の補完、抑制、均衡を図り、良識の府、再考の府として、國民から寄せられる大いなる期待に十分に応えていきますことを心から念願をいたしまして、私の御挨拶といたします。

副議長輿石東君から発言を求められております。発言を許します。輿石東君。

○輿石東君（登壇、拍手）
〔輿石東君登壇、拍手〕

副議長の退任するに当たり、一言御

禮の御挨拶を申し上げます。

ただいまは、山崎議長より御厚情あるお言葉をいただきまして、深く感謝いたします。

二〇一三年八月に、参議院副議長の大任を仰せ付かりましてから今日に至るまでの三年間、山崎議長の心温まる御指導を始め、皆様方の温かい御支援を賜りまして、この重責を果たすことができました。ここに改めて御礼申し上げます。

私が副議長の任に就きましたときには、いわゆる衆参のねじれが解消され、政権与党が両院において多数を占める状況を再び迎えておりました。我が国の安全保障に関する数々の重要な法案が審議されていく中で、二院制の下、熟慮の府、良識の府として参議院はいかにあるべきか、自らに問うことしばしばでありました。

さて、私は今期をもちまして引退いたします。

一九九〇年に働く仲間の代表として衆議院総選挙に初当選以来、衆議院を二期、参議院を三期務め、国政に携わること二十五年を迎えます。

この間、人づくりなくして国づくりなしの信条から、文教政策には強い思い入れを持つて取り組んでまいりました。また、参議院野党第一党の国

対委員長時代には、ぶれない、逃げない、うそつかないの政治信条を胸に、参議院らしい審議実現のため、時に与野党の垣根を越えて国会運営に貢献いたしました。心した日々が懐かしく思い返されます。さらには、参議院改革協議会の一員として、決算審議の充実や、ODA調査の導入について議論を重ね、今までまいりました。我が国が、国家の繁栄と国民の幸福を確保し、世界と地域の平和と安定に貢献していくため、國權の最高機関である国会に課せられた使命は重みを増すばかりであります。

今日、我が国を取り巻く情勢は、内外共にますます多事多端となりました。我が国が、国家の繁

栄と国民の幸福を確保し、世界と地域の平和と安

定に貢献していくため、國權の最高機関である國

会に課せられた使命は重みを増すばかりであります。

引き続き在職される皆様には、通常選挙後の新

たな構成の下で、参議院が熟慮・再考の府とし

て、その独自性を發揮し、國民から寄せられる期

待を実現するため邁進されますよう願つてやみま

せん。国会は、参議院がしつかりすることによつてしつかりすると私は思つております。

任期を満了する議員のうちに、来る通常選挙

ん。混迷するこの世界の中で、参議院議員が与野党の別なく、顔合わせ、心合わせ、力を合わせて、引き続き國民の負託に十二分に応えていかれます。私どもは、いずれの立場にありますとしても、これまで培ってきた知識と経験を生かし、引き続ぎ國民のため力を尽くしてまいる所存であります。

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申しますとともに、皆様の御活躍を祈念いたしまして、大変簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○片山虎之助君（登壇、拍手）
〔片山虎之助君登壇、拍手〕

○片山虎之助君（登壇、拍手）
〔片山虎之助君登壇、拍手〕

議長（山崎正昭君）片山虎之助君から発言を求められております。発言を許します。片山虎之助君。

〔片山虎之助君登壇、拍手〕

○議長（山崎正昭君）これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	山崎 正昭君
副議長	輿石 東君	政宗君
清水 貴之君	和田 政宗君	佐々木さやか君
河野 義博君	佐々木さやか君	中野 正志君
藤巻 健史君	中野 正志君	矢倉 克夫君
平木 大作君	矢倉 克夫君	中山 恭子君
大作君	中山 恭子君	新妻 秀規君
石川 博崇君	新妻 秀規君	東 徹君
宮本 周司君	東 徹君	邦彦君
浜田 和幸君	邦彦君	江口 克彦君
若松 謙維君	江口 克彦君	谷合 正明君
高階恵美子君	谷合 正明君	中原 八一君
浜田 昌良君	中原 八一君	片山虎之助君
杉 久武君	片山虎之助君	長沢 広明君
藤川 政人君	長沢 広明君	福岡 資麿君
室井 邦彦君	福岡 資麿君	三原じゅん子君
山本 博司君	三原じゅん子君	順三君
若松 謙維君	順三君	山本 香苗君

官報(号外)

平成二十八年六月一日

参議院会議録第三十二号

議長の報告事項

魚住裕一郎君	西田実仁君	丸川珠代君	衛藤晟一君	島尻安伊子君	堂故茂君	太田房江君	山下雄平君	渡邊阿達君	堀井三木	馬場渡辺君	牧野成志君	大家敏志君	上野通子君	磯崎仁彦君	野上浩太郎君	北川イッセイ君	中川雅治君	石井正弘君	馬場猛之君	渡辺健治君	牧野たかお君	大家敏志君	渡邊阿達君	堀井三木	堀井美樹君	島尻安伊子君	島尻安伊子君
荒木清寛君	山口那津男君	世耕弘成君	岩城光英君	北村経夫君	森屋宏君	吉川ゆうみ君	山田修路君	堀内伸吾君	舞立恒夫君	吉田吉田君	西田青木君	島田まさこ君	高野光一郎君	西田昌司君	島田三郎君	島村大君	吉田忠智君	山田太郎君	吉田和之君	赤石俊男君	大野良祐君	泰正君	小川彰君	加藤克法君	吉良よし子君	古賀友一郎君	
滝波豊田君	長峯糸数君	松山政司君	宮沢洋一君	中川鶴保君	金子原二郎君	岸宏君	伊達祐介君	松山政司君	末松信介君	岡田山谷えり子君	藤井有田君	石井基之君	野村昭男君	岡田浩郎君	野村浩郎君	中川雅治君	石井正弘君	谷瀬義雄君	又市征治君	大野勇一君	木村真山君	佐藤儀崎君	水落敏栄君	二之湯智君	森高野光一郎君	森島みづほ君	島田島田君
柘植芳文君	松川松司君	松澤成文君	中澤義行君	中澤義行君	廣井邦子君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君	中澤義行君

野田	白藤田	佐藤藤末	前川藤末	小野川田	金子難波	田城德永	斎藤谷	又市大野	小西真山	木村林	溝手山崎	佐藤溝手	西田二之湯	森森高	木村まさこ君	西田昌司君	吉田博美君	吉田青木君	島田まさこ君	島田島田君	島村島村君	島村島村君	吉田島村君	吉田島村君	吉田島村君	吉田島村君	吉田島村君	吉田島村君
国義君	篠葉賀津也君	幸久君	正久君	清成君	眞黙君	健三君	次郎君	龍平君	芳生君	元裕君	嘉隆君	元裕君	亮子君	洋一君	元裕君	亮子君	芳生君	元裕君	徳永正弘君	谷瀬義雄君	木村眞山君	佐藤儀崎君	西田西田君	吉田西田君	吉田西田君	吉田西田君	吉田西田君	吉田西田君
山東昭子君	大塚耕平君	神本恵子君	正夫君	片山さつき君	大久保勉君	小林源幸君	大久保勉君	井上直樹君	寺田典城君	風間直樹君	江崎寺田君	滝沢前田君	柴田井上君	西村まさみ君														
利明君	遠藤石原君	河野石井君	森山岩城君	市田江田君	前田北澤君	柳澤井上君	柳澤櫻井君	柳澤増子君	柳澤仁比君	柳澤芝君	柳澤足立君	柳澤厚生労働委員	柳澤吉川君	柳澤西村まさみ君														

國務大臣																											
國務大臣																											
國務大臣																											
國務大臣																											
國務大臣																											

法律案階猛君外五名提出(衆第五四号)	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五五号)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	議長の報告事項	去る五月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法律案階猛君外五名提出(衆第五四号)	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五五号)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	議長の報告事項	去る五月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法律案階猛君外五名提出(衆第五四号)	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五五号)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	議長の報告事項	去る五月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法律案階猛君外五名提出(衆第五四号)	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五五号)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	議長の報告事項	去る五月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法律案階猛君外五名提出(衆第五四号)	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五五号)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	議長の報告事項	去る五月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案(田嶋要君外四名提出)（衆第五六号）

同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆第四五号)

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案(衆第四六号)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第四七号)

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁制等に関する法律案

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

総合法律支援法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

児童福祉法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

総務委員 辞任 井原 巧君	財政金融委員 辞任 磯崎 哲史君	文教科学委員 辞任 田村 智子君	農林水産委員 辞任 吉川 ゆうみ君
補欠 阿達 雅志君	補欠 徳永 工里君	補欠 山下 芳生君	補欠 吉川 ゆうみ君
補欠 吉川 ゆうみ君	補欠 吉川 ゆうみ君	補欠 吉川 ゆうみ君	補欠 吉川 ゆうみ君
農林水産委員 辞任 熊谷 大君	農林水産委員 辞任 熊谷 大君	農林水産委員 辞任 熊谷 大君	農林水産委員 辞任 熊谷 大君
農林水産委員 辞任 渡邊 美樹君	農林水産委員 辞任 渡邊 美樹君	農林水産委員 辞任 渡邊 美樹君	農林水産委員 辞任 渡邊 美樹君
経済産業委員 辞任 阿達 雅志君	経済産業委員 辞任 金子原 一郎君	経済産業委員 辞任 金子原 一郎君	経済産業委員 辞任 金子原 一郎君
国土交通委員 辞任 金子原 一郎君	国土交通委員 辞任 井原 巧君	国土交通委員 辞任 井原 巧君	国土交通委員 辞任 井原 巧君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外六名提出)（衆第五七号）	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外六名提出)（衆第五七号）	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外六名提出)（衆第五七号）	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外六名提出)（衆第五七号）
官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄一郎君外四名提出)（衆第五八号）	官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄一郎君外四名提出)（衆第五八号）	官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄一郎君外四名提出)（衆第五九号）	官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄一郎君外四名提出)（衆第五九号）
チーム学校運営の推進等に関する法律案(福井照君外五名提出)（衆第五九号）	チーム学校運営の推進等に関する法律案(福井照君外五名提出)（衆第五九号）	チーム学校運営の推進等に関する法律案(福井照君外五名提出)（衆第五九号）	チーム学校運営の推進等に関する法律案(福井照君外五名提出)（衆第五九号）
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外十一名提出)（衆第六〇号）	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外十一名提出)（衆第六〇号）	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外十一名提出)（衆第六〇号）	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外十一名提出)（衆第六〇号）
公職選挙法の一部を改正する法律案(塙坂誠二君外七名提出)（衆第六一号）	公職選挙法の一部を改正する法律案(塙坂誠二君外七名提出)（衆第六一号）	公職選挙法の一部を改正する法律案(塙坂誠二君外七名提出)（衆第六一号）	公職選挙法の一部を改正する法律案(塙坂誠二君外七名提出)（衆第六一号）
同日議長は、次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。	同日議長は、次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。	同日議長は、次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。	同日議長は、次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

パソコンの基本ソフトウエアの半強制的アップグレードに関する質問主意書(藤末健三君提出)（第一三四号）

関東大震災時の朝鮮人、中国人等虐殺事件に関する質問主意書(吉川沙織君提出)（第一三二号）

行政機関におけるWebsایتのドメイン管理に関する質問主意書(吉川沙織君提出)（第一三三号）

猛暑の環境下で開催される危険に関する質問主意書(山本太郎君提出)（第一三六号）

米軍関係者が起こした凶悪事件に対して日本政府が行つた抗議に関する質問主意書(山本太郎君提出)（第一三七号）

安倍政権における政府広報費に関する質問主意書(山本太郎君提出)（第一三八号）

子宮頸がんワクチンに関する質問主意書(山本太郎君提出)（第一三九号）

オハマ米大統領の広島での演説に対する評価と核兵器等の大規模破壊兵器の使用についての憲法解釈を見直す必要性に関する質問主意書(白眞勲君提出)（第一四〇号）

外国の領域における武力の行使に関する第三回質問主意書(白眞勲君提出)（第一四一号）

臨床研究法案における被験者的人権の保護と研究の公正性の確保等に関する質問主意書(川田龍平君提出)（第一四二号）

辺野古新基地建設事業の警備業務に関する質問主意書(川田龍平君提出)（第一四三号）

戦没者のご遺骨の帰還の在り方にに関する質問主意書(川田龍平君提出)（第一四四号）

ミツバチ等の花粉媒介生物の保護に関する質問主意書(福島みづほ君提出)（第一四五号）

朝鮮半島からの強制動員被害者の被爆者健康手帳審査に関する質問主意書(福島みづほ君提出)（第一四六号）

官報(号外)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。 女性差別撤廃条約選択議定書に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一二一號) 不登校施策の現状に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一二二號) 死刑確定者の精神状態に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第一二三號) いわゆるクマラスワミ報告に対する日本政府反論書に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一二四號) 戦没者の遺骨収集の推進に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一二五號) 米軍読谷補助飛行場跡地から検出された有害物質の処理に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一二六號) アダルトビデオへの出演強要被害に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一二七號) タックスヘイブンに対する国際社会と連携した監視・規制に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一二八號) 昨五月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員											
財政金融委員 辞任 徳永 エリ君	農林水産委員 辻 山下 芳生君	農林水産委員 辻 田村 智子君	文教科学委員 辻 磯崎 哲史君	文教科学委員 辻 磯崎 哲史君	財政金融委員 辻 徳永 エリ君	農林水産委員 辻 吉川ゆうみ君	農林水産委員 辻 吉川ゆうみ君	農林水産委員 辻 吉川ゆうみ君	農林水産委員 辻 吉川ゆうみ君	農林水産委員 辻 吉川ゆうみ君	農林水産委員 辻 吉川ゆうみ君
補欠 磯崎 哲史君	補欠 吉川ゆうみ君	補欠 吉川ゆうみ君	補欠 吉川ゆうみ君	補欠 吉川ゆうみ君	補欠 吉川ゆうみ君	補欠 吉川ゆうみ君	補欠 吉川ゆうみ君	補欠 吉川ゆうみ君	補欠 吉川ゆうみ君	補欠 吉川ゆうみ君	補欠 吉川ゆうみ君
同日委員長から次の報告書が提出された。 真珠の振興に関する法律案(衆第四九号)審査報告書 民法の一部を改正する法律案(前川清成君外五名発議) 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆第四五号)審査報告書 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案(衆第四六号)審査報告書 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第四七号)審査報告書 民法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)審査報告書 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 就職氷河期世代の実態把握と雇用対策に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第一四七号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書(第一一七号) 参議院議員藤末健三君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書(第一一八号) 参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震による高齢被災者への介護支援に関する質問に対する答弁書(第一一九号) 参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震による住宅被害への支援に関する質問に対する答弁書(第一一九号) 参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震による被災中小企業への早期支援に関する質問に対する答弁書(第一二〇号) 同日内閣から、アルコール健康障害対策基本法第十二条第四項の規定に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画の報告を受領した。	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(加藤敏幸君外十名発議) 同日内閣から、子ども・若者育成支援推進法第六条の規定に基づく「平成二十七年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告を受領した。 同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十七年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告を受領した。 同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十七年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告を受領した。 同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十七年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告を受領した。 同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十七年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告を受領した。 同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十七年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告を受領した。										
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十七年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十八年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。										

同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十七年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第一項の規定に基づく「平成二十八年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。	
同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長から、原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく平成二十七年度原子力規制委員会年次報告書を受領した。	
本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員会 内閣委員会 理事 山下 芳生君 (山下芳生君の補欠) 総務委員会 理事 大沼みづほ君 (大沼みづほ君の補欠)	
外交防衛委員会 理事 古賀友一郎君 (古賀友一郎君の補欠) 環境委員会 理事 高野光二郎君 (高野光二郎君の補欠) 予算委員会 理事 二之湯武史君 (二之湯武史君の補欠)	
災害対策特別委員会 理事 谷合 正明君 (河野義博君の補欠) 文教科学委員会 一、教育・文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査 財政金融委員会 一、財政及び金融等に関する調査	
厚生労働委員会 一、社会保障及び労働問題等に関する調査 農林水産委員会 一、農林水産に関する調査	
国土交通委員会 一、経済・産業、貿易及び公正取引等に関する調査	
環境委員会 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査	
行政監視委員会 一、予算の執行状況に関する調査	
議院運営委員会 一、予算委員会 決算委員会 一、予算の執行状況に関する調査	
行政監視委員会 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査	
災害対策特別委員会 一、災害対策樹立に関する調査	
沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査	
内閣委員会 一、内閣の重要な政策及び警察等に関する調査	
本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会 辞任 石田 昌宏君 補欠 高階恵美子君	
本日委員会において選任した理事は次のとおりである。	

総務委員会 一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査	
法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査	
外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査	
財政金融委員会 一、財政及び金融等に関する調査	
文教科学委員会 一、教育・文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査	
農林水産委員会 一、農林水産に関する調査	
国土交通委員会 一、経済・産業、貿易及び公正取引等に関する調査	
環境委員会 一、環境及び公害問題に関する調査	
行政監視委員会 一、予算の執行状況に関する調査	
議院運営委員会 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査	
本日委員長から次の報告書が提出された。 法務委員会請願審査報告書(第一号) 外交防衛委員会請願審査報告書(第一号) 厚生労働委員会請願審査報告書(第一号) 国家の基本政策に関する調査報告書	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査	
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策立案に関する調査	
政府開発援助等に関する特別委員会 一、政府開発援助等に関する調査	
地方・消費者問題に関する特別委員会 一、地方の活性化及び消費者問題に関する総合的な対策樹立に関する調査	
東日本大震災復興及び原予力問題特別委員会 一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する調査	
本日委員長から次の報告書が提出された。 法務委員会請願審査報告書(第一号) 外交防衛委員会請願審査報告書(第一号) 厚生労働委員会請願審査報告書(第一号) 国家の基本政策に関する調査報告書	
本日議員から次の質問主意書が提出された。 Gマーク制度に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第一四八号) 高速道路のサービスエリア・パークリングエリヤの改善・拡充に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五〇号) 第百九十四回国会における内閣提出法律案の成立率等に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第一四八号) Gマーク制度に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五二号) 長距離貨物輸送におけるモーダルシフトの推進に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五一号) 道路交通法に基づく駐車監視員による駐車違反の取り締まりに関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五三号) トランク運輸産業におけるドライバーの長時間労働に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五三号)	

官報 (号外)

宅配便の配送料金表示に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五四号)
 日本郵便株式会社が行う貨物運送事業に対する優遇措置の是正に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五五号)
 宅配便を利用した特殊詐欺等への対策に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五六号)
 難民申請者の強制送還に関する質問主意書(前川清成君提出)(第一五七号)
 在外選挙人名簿登録者数の増加施策に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一五八号)
 海外における投票環境の整備に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一五九号)
 大麻草の医療研究および使用に関する再質問主意書(荒井広幸君提出)(第一六〇号)
 温室効果ガスの排出削減に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第一六一号)
 本日次の質問主意書を内閣に転送した。
 入管特例法における特別永住者への特例措置に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一二九号)
 租税回避を行う多国籍企業対策への国際的連携の推進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一三〇号)
 関東大震災時の朝鮮人、中国人等虐殺事件に関する質問主意書(田城郁君提出)(第一三二号)
 共働き世帯増加の影響に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第一三三号)
 行政機関におけるWebsightのドメイン管理(第一三三号)
 パソコンの基本ソフトウェアの半強制的アップグレードに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一三四号)
 二〇二〇年の五輪開催予定都市である東京における放射性物質による汚染の現状に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一三五号)

東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックが猛暑の環境下で開催される危険に關する質問主意書(山本太郎君提出)(第一三六号)
 米軍関係者が起こした凶悪事件に對して日本政府が行つた抗議に關する質問主意書(山本太郎君提出)(第一三七号)
 安倍政権における政府広報費に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一三八号)
 子宮頸がんワクチンに關する質問主意書(山本太郎君提出)(第一三九号)
 オバマ米大統領の広島での演説に對する評価と核兵器等の大量破壊兵器の使用についての憲法解釈を見直す必要性に關する質問主意書(白眞勲君提出)(第一四〇号)
 外国の領域における武力の行使に關する第三回質問主意書(白眞勲君提出)(第一四一号)
 臨床研究法案における被験者の人権の保護と研究の公正性の確保等に關する質問主意書(川田龍平君提出)(第一四二号)
 戰没者のご遺骨の帰還の在り方に關する質問主意書(川田龍平君提出)(第一四三号)
 辺野古新基地建設事業の警備業務に關する質問主意書(糸數慶子君提出)(第一四四号)
 ミツバチ等の花粉媒介生物の保護に關する質問主意書(福島みづほ君提出)(第一四五号)
 朝鮮半島からの強制労働被害者の被爆者健康手帳審査に關する質問主意書(福島みづほ君提出)(第一四六号)
 就職氷河期世代の実態把握と雇用対策に關する質問主意書(吉川沙織君提出)(第一四七号)
 第百九回国会における内閣提出法律案の成立等に關する質問主意書(吉川沙織君提出)(第一四八号)
 高速道路のサービスエリア・パークリングエリアの改善・拡充に關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一四九号)
 Gマーク制度に關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五〇号)

東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックが猛暑の環境下で開催される危険に關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一一号)
 道路交通法に基づく駐車監視員による駐車違反の取り締まりに關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五二号)
 トランク運輸産業におけるドライバーの長時間労働に關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五三号)
 宅配便の配送料金表示に關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五四号)
 日本郵便株式会社が行う貨物運送事業に対する優遇措置の是正に關する質問主意書(前川清成君提出)(第一五七号)
 宅配便を利用した特殊詐欺等への対策に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五六号)
 在外選挙人名簿登録者数の増加施策に關する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一五八号)
 海外における投票環境の整備に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一五九号)
 大麻草の医療研究および使用に関する再質問主意書(荒井広幸君提出)(第一六〇号)
 温室効果ガスの排出削減に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第一六一号)
 本日次の質問主意書を内閣に転送した。
 入管特例法における特別永住者への特例措置に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第一二九号)
 租税回避を行う多国籍企業対策への国際的連携の推進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一三〇号)
 関東大震災時の朝鮮人、中国人等虐殺事件に関する質問主意書(田城郁君提出)(第一三二号)
 共働き世帯増加の影響に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第一三三号)
 行政機関におけるWebsightのドメイン管理(第一三三号)
 パソコンの基本ソフトウェアの半強制的アップグレードに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一三四号)
 二〇二〇年の五輪開催予定都市である東京における放射性物質による汚染の現状に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一三五号)

東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックが猛暑の環境下で開催される危険に關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一一号)
 道路交通法に基づく駐車監視員による駐車違反の取り締まりに關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五二号)
 トランク運輸産業におけるドライバーの長時間労働に關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五三号)
 宅配便の配送料金表示に關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五四号)
 日本郵便株式会社が行う貨物運送事業に対する優遇措置の是正に關する質問主意書(前川清成君提出)(第一五七号)
 宅配便を利用した特殊詐欺等への対策に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五六号)
 在外選挙人名簿登録者数の増加施策に關する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一五八号)
 海外における投票環境の整備に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一五九号)
 大麻草の医療研究および使用に関する再質問主意書(荒井広幸君提出)(第一六〇号)
 温室効果ガスの排出削減に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第一六一号)
 本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。
 真珠の振興に關する法律
 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律
 国外犯罪被害弔慰金等の支給に關する法律

長距離貨物輸送におけるモーダルシフトの推進に關する質問主意書(松沢成文君提出)(第一五一号)
 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
 本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を繼續することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会	一、内閣の重要政策及び警察等に關する調査
総務委員会	一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情勢
外交防衛委員会	一、法務及び司法行政等に關する調査
報通信及び郵政事業等に關する調査	二、財政金融委員会
法務委員会	一、財政及び金融等に關する調査
文教科学委員会	一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会	一、社会保障及び労働問題等に關する調査
農林水産委員会	一、農林水産に關する調査
経済産業委員会	一、経済、産業、貿易及び公正取引等に關する調査
国土交通委員会	一、国土の整備、交通政策の推進等に關する調査
環境委員会	一、環境及び公害問題に關する調査
予算委員会	一、予算の執行状況に關する調査
決算委員会	一、国家財政の経理及び国有財産の管理に關する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する苦情

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

地方・消費者問題に関する特別委員会

一、地方の活性化及び消費者問題に関する調査

総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する調査

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会
一、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(内閣提出第四一号)
二、衛星リモートセンシング記録の適正な扱いの確保に関する法律案(内閣提出第四二号)

総務委員会

一、放送法の一部を改正する法律案(逢坂誠一君外二名提出、第百八十九回国会衆法第一〇号)

二、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、衆法第五四号)

三、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する法律案(平君外三名提出、衆法第四三号)

四、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外八名提出、第百八十九回国会衆法第一九号)

五、歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(今井雅人君外五名提出、第百八十九回国会衆法第三一号)

六、性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外六名提出、衆法第三八号)

七、国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出、衆法第三号)

八、国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出、衆法第一四号)

九、公務員庁設置法案(大島敦君外十六名提出、衆法第一五号)

一〇、政官接觸記録の作成等に関する法律案(大島敦君外七名提出、衆法第二三号)

一一、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、衆法第五五号)

一二、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(中川正春君外十一名提出、衆法第六〇号)

一三、内閣の重要政策に関する件

一四、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

一五、税典及び公式制度に関する件

一六、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

一七、国民生活の安定及び向上に関する件

一八、警察に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

二、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(山本ともひろ君外三名提出、衆法第四三号)

三、国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案(前原誠司君外三名提出、衆法第三三号)

四、地方自治及び地方税財政に関する件

五、情報通信及び電波に関する件

六、郵政事業に関する件

七、消防に関する件

八、外国為替に関する件

九、国有財産に関する件

一〇、たばこ事業及び塩事業に関する件

一一、印刷事業に関する件

一二、造幣事業に関する件

一三、金融に関する件

一四、証券取引に関する件

一五、税制に関する件

一六、税制に関する件

一七、関税に関する件

一八、税制に関する件

一九、たばこ事業に関する件

二〇、たばこ事業に関する件

二一、金融に関する件

二二、造幣事業に関する件

二三、金融に関する件

二四、証券取引に関する件

二五、税制に関する件

二六、税制に関する件

二七、税制に関する件

二八、税制に関する件

二九、税制に関する件

三〇、税制に関する件

文部科学委員会

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(平野博文君外三名提出、第百八十九回国会衆法第三四号)

二、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(丹羽秀樹君外九名提出、衆法第三四号)

三、幼稚教育振興法案(松野博一君外六名提出、衆法第五〇号)

四、チーム学校運営の推進等に関する法律案(福井照君外五名提出、衆法第五九号)

官報(号外)

五、文部科学行政の基本施策に関する件	六、生涯学習に関する件	七、学校教育に関する件	八、科学技術及び学術の振興に関する件	九、科学技術の研究開発に関する件
一〇、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件	厚生労働委員会	一、労働基準法等の一部を改正する法律案	(内閣提出、第百八十九回国会閣法第六号)	二、臨床研究法案(内閣提出第五六号)
三、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)	四、保育等従業者の人材確保等に関する特別措置法案(山尾志桜里君外七名提出、衆法第二二号)	五、労働基準法の一部を改正する法律案(井坂信彦君外六名提出、衆法第二七号)	六、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第三三号)	七、農林水産関係の基本施策に関する件
子縁組に関する法律案(田嶋要君外四名提出、衆法第五六号)	八、食料の安定供給に関する件	九、農林水産業の発展に関する件	一〇、農林漁業者の福祉に関する件	一一、農山漁村の振興に関する件
七、特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案(田嶋要君外四名提出、衆法第五三号)	一、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(中根康浩君外六名提出、衆法第一一号)	一、分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(奥野総一郎君外三名提出、衆法第三〇号)	一、原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(田嶋要君外三名提出、第百八十九回国会衆法第三〇号)	三、環境の基本施策に関する件
九、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件	一〇、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件	三、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(田島一成君外三名提出、衆法第三一号)	五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件	一、予算の実施状況に関する件
農林水産委員会	一、農業者戸別所得補償法案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一三号)	四、国等によるその設置する施設の省エネルギー施等に関する法律案(中根康浩君外三名提出、衆法第三二号)	二、平成二十四年度一般会計歳入歳出決算総計算書	一、平成二十四年度一般会計歳入歳出決算
一、農地・水等共同活動の促進に関する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一四号)		三、平成二十四年度政府関係機関決算書	三、平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書	三、平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
平成二十八年六月一日 参議院会議録第三十二号	議長の報告事項	四、平成十五年度一般会計歳入歳出決算 平成十五年度特別会計歳入歳出決算 平成十五年度國稅收納金整理資金受払計算書	四、平成十五年度一般会計歳入歳出決算 平成十五年度特別会計歳入歳出決算 平成十五年度國稅收納金整理資金受払計算書	五、エネルギー協同組合法案(福島伸享君外三名提出、衆法第三三号)
三、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一五号)				
四、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第一六号)				
五、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(岸本周平君外五名提出、第百八十九回国会衆法第三三号)				
六、効率的な資源利用に関する法律案(高木義明君外十六名提出、衆法第七号)				
七、資源エネルギーに関する件				
八、特許に関する件				
九、中小企業に関する件				
一〇、私的独占の禁止及び公正取引に関する件				
一一、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件				
一二、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(二階俊博君外五名提出、衆法第五八号)				
一三、国土交通行政の基本施策に関する件				
一四、官民連携事業の推進に関する法律案(佐田玄一郎君外四名提出、衆法第五九号)				
一五、都市計画、建築及び地域整備に関する件				
一六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件				
一七、陸運、海運、航空及び観光に関する件				
一八、北海道開発に関する件				
一九、気象及び海上保安に関する件				
二〇、環境委員会				
二一、予算委員会				
二二、決算行政監視委員会				
二三、予算委員会				
二四、安全保障委員会				

五、平成二十五年度国有財産増減及び現在額

総計算書

六、平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

七、平成二十六年度一般会計歳入歳出決算 平成二十六年度特別会計歳入歳出決算 平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書

八、平成二十六年度政府関係機関決算書 平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

九、平成二十六年度昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

一〇、昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

一一、平成三十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(その1)

一二、平成三十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(その2)

一三、歳入歳出の実況に關する件

一四、国有財産の増減及び現況に關する件

一五、政府関係機関の經理に關する件

一六、國が資本金を出資している法人の会計

一七、國が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

一八、行政監視に關する件

議院運営委員会

一、国会法等改正に關する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に屬する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に關する件

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に關する特別委員会

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案(穀田恵二君提出 第百八十九回国会衆法第一号)

二、政党助成法を廃止する法律案(穀田恵二君提出 第百八十九回国会衆法第一号)

三、公職選挙法の一部を改正する法律案(逢坂誠二君外七名提出 衆法第六一号)

四、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

（穀田恵二君提出 第百八十九回国会衆法第一七号）

五、畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(岸本周平君外八名提出 衆法第二八号)

六、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第四七号)

七、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(条約第八号)

八、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

九、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

十、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

十一、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

十二、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

十三、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

十四、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

十五、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

十六、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

十七、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

十八、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

十九、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

二十、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

二十一、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

二十二、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

二十三、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

二十四、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

二十五、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

二十六、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

二十七、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会

五、東日本大震災復興の総合的対策に関する件
 原子力問題調査特別委員会
 一、原子力問題に關する件
 地方創生に関する特別委員会
 一、地方創生の総合的対策に關する件
 環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会
 一、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(条約第八号)
 二、環太平洋パートナーシップ協定の締結に環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会
 一、費用
 本法施行のため、別に費用を要しない。

真珠の振興に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
平成二十八年五月二十四日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

真珠の振興に関する法律

(目的) 真珠の振興に関する法律

第一條 この法律は、我が国の真珠産業が、世界に先駆けて真珠の養殖技術を確立する等歴史的に世界の真珠の生産等において特別な地位を占めてきているとともに、その国際競争力の強化が重要な課題となつていてこと及び真珠が国民になじみの深い宝石であり、真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担つていてことに鑑み、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、農林水産大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定について定めるとともに、真珠の生産者、経営の安定、真珠の加工及び流通の高度化、真珠の輸出の促進等の措置を講じ、もつて真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。(基本方針)

第二条 農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠(その加工品を含む。以下同じ。)の生産、加工、流通又は販売の事業(以下「真珠産業」といいう。)及び真珠に係る宝飾文化の振興に關する基

ため、農林水産大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定について定めるとともに、真珠の生産者の經營の安定、真珠の加工及び流通の高度化、真珠の輸出の促進等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

本方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を定めるものとする。

議院運営委員会

一、国会法等改正に關する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に屬する事項

四、東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(野田佳彦君外五名提出、衆名提出、衆法第四二号)

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項 二 真珠の需要の長期見通しに即した生産量その他他の真珠産業の振興の目標に関する事項	3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
四 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策に関する事項	（連携の強化）
五 真珠の需要の増進のための施策に関する事項	第四条 国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。
六 農林水産大臣及び経済産業大臣は、基本方針を定めるに当たつて真珠の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、真珠産業を行う者が組織する団体(次条第二項において「真珠産業団体」という。)その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。	第五条 国及び地方公共団体は、真珠の生産者の経営の安定を図るため、真珠の生産基盤の整備、灾害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
7 農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠の需給事情その他の事情の変動により必要があるときには、基本方針を変更するものとする。	第六条 国及び地方公共団体は、真珠の生産に係る生産性及び真珠の品質の向上(以下この条及び第十一条において「生産性及び品質の向上」という。)を促進するため、真珠産業を行う者による生産性及び品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
8 農林水産大臣及び経済産業大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	第七条 国及び地方公共団体は、真珠の生産に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、真珠の生産に係る漁場の状況の把握及び環境の変化の予測その他真珠の生産に関する施策の実施に必要な調査を行うよう努めるものとする。
9 都道府県は、振興計画を定めるに当たつて真珠の需給事情を把握するため必要があると認めることは、真珠産業団体その他の関係者に対	（漁場の調査等）
第十一条 国及び地方公共団体は、真珠の生産技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発その他の真珠産業の振興のために必要な研究開発(以下この条において単に「研究開発」という。)の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。	（研究開発の推進等）
第十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な真珠の生産の事業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、真珠の生産者の生産技術及び経営管理能力の向上、新たに真珠の生産の事業に就業しようとする者に対する就業に関する相談等の援助並びに生産技術及び経営方法の習得の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	（人材の育成及び確保）
第十三条 国及び地方公共団体は、真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、真珠に関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。	（真珠に係る宝飾文化の振興）
第十四条 国及び地方公共団体は、真珠産業及び第八条 国及び地方公共団体は、真珠の安定的な（漁場の維持又は改善）	（博覧会の開催への支援等）
2 生産を確保するため、真珠の生産に係る漁場を良好な状態に維持し、又はその改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	（輸出の促進）
3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	（加工及び流通の高度化）
4 第十条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産され、又は加工された真珠の需求の増進に資することに鑑み、真珠の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。	第九条 国及び地方公共団体は、真珠の加工及び流通の高度化を図るため、真珠の加工に関する技術開発及び流通関係施設の整備への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
5 第十一条 国及び地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。	（国との援助）
6 第十二条 国及び地方公共団体は、真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。	（顕彰）
7 第十三条 国及び地方公共団体は、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。	（附則）
8 第十四条 国及び地方公共団体は、真珠の加工及び流通の高度化を図るため、真珠の加工に関する技術開発及び流通関係施設の整備への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。	（附則）
9 第十五条 国及び地方公共団体は、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。	（附則）
10 第十六条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案	（附則）
11 第十七条 平成三十二年五月三十一日	（附則）
12 参議院議長 山崎 正昭殿	（附則）
13 内閣委員長 神本美恵子	（附則）
14 著者：審査報告書	（附則）
15 本法律案は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての国会への報告について定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。	（附則）
16 一、費用	（附則）
17 本法律施行のため、別に費用を要しない。	（附則）

平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年五月十九日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十八年五月三十一日 内閣委員長 神本美恵子
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費として、平年度約五千百万円が見込まれている。

三、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年五月十九日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山崎 正昭殿

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「策定」を「策定等」と改める。

〔第三章 基本方針〕を「第三章 基本方針等」に改める。

第十三条中「基本方針(第十三条)」を「基本方針等(第十三条・第十三条の二)」に改める。

〔第三章 基本方針〕を「第三章 基本方針等」に付す

る。第三章中第十三条の次に次の二条を加える。

(国会への報告)

第十三条の二 政府は、大会が終了するまでの間、おおむね一年に一回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出することともに、これを公表しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

1 この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪被害を受けた者であつて、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時ににおいて日本国籍を有する者(日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。)をいう。
2 この法律において「国外犯罪被害」とは、国外犯罪行為による死亡又は障害をいう。
3 この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪被害を受けた者であつて、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時ににおいて日本国籍を有する者(日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。)をいう。
4 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき(その症状が固定したときを含む。)における精神又は身体の障害で別表に掲げる程度のものをいう。
5 この法律において「国外犯罪被害弔慰金等」とは、第四条に規定する国外犯罪被害弔慰金又は国外犯罪被害障害見舞金をいう。

1 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案
2 国外犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合には、前項の規定の適用については、その他のときには同項第三号の子と、そのときには、その母が国外犯罪被害者の死亡の当時国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときには同項第二号の子と、その他のときには同項第三号の子とみなす。
3 国外犯罪被害弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちには、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
4 国外犯罪被害者を故意に死亡させ、又は国外犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によつて国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる遺族としない。国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
(国外犯罪被害弔慰金等の種類等)
1 国外犯罪被害弔慰金等は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対し、一時金として支給する。
一 国外犯罪被害弔慰金 国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族(次条第三項及び第五条 国外犯罪被害弔慰金の支給を受けること
2 国外犯罪被害障害見舞金 国外犯罪行為により障害が残つた者
3 (遺族の範囲及び順位)
4 第四項の規定による第一順位の遺族をいう。)
5 第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる。

一　国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。

二　国外犯罪被害者が、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において、正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき。

三　国外犯罪被害者が国外犯罪行為を誘発したときその他当該国外犯罪被害につき国外犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、国外犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、国外犯罪被害弔慰金等を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給の制限)

第七条　国外犯罪被害弔慰金等は、当該国外犯罪被害に關し当該国外犯罪被害者が業務に從事していしたことにより支給される給付金その他これに準する給付金で國家公安委員会が定めるものが支給される場合には、支給しない。

(国外犯罪被害弔慰金等の額)

第八条　国外犯罪被害弔慰金の額は、国外犯罪被害者一人当たり二百万円とする。

2　国外犯罪被害弔慰金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、国外犯罪被害弔慰金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人數で除して得た額とする。

3　国外犯罪被害障害見舞金の額は、国外犯罪被害者一人当たり二百万円とする。

(裁定の申請)

第九条　国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者は、國家公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める都道府県公安委員会(以下「公

安委員会」という。)に申請し、その裁定を受けなければならぬ。

一　申請の時において日本国内に住所を有する場合　その者の住所地を管轄する公安委員会

二　申請の時において日本国内に住所を有しない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める公安委員会

イ　いづれかの市町村(特別区を含む。)の所在地を管轄する公安委員会

ロ　いづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがある場合　その者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所において同じ。の住民基本台帳に記録されたことがある場合　その者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所において同じ。の所在

2　前項第二号に掲げる場合における同項の申請は、当該申請を行う者の住所を管轄する領事官その他最寄りの領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含み、領事官を経由して申請を行うこと)が著しく困難である地域として國家公安委員会規則・外務省令で定める地域にあつては、國家公安委員会規則・外務省令で定める者とする。

3　第一項の申請(以下「申請」という。)は、当該国外犯罪被害の発生を知つた日から二年を経過したとき又は当該国外犯罪被害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

4　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に申請をすることができるなかつたときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、申請をすることができる。

(公安委員会等による援助)

第十一条　国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けよう

とする者は、日本国内においては領事官に対し、申請に關し必要な援助を求めることができる。

(裁定等)

第十二条　外務大臣は、国外犯罪被害(国外犯罪被害に該当すると思料される死亡及び障害を含む。)又は国外犯罪被害者(国外犯罪被害者に該当すると思料される者を含む。)に関する情報であつて前条第一項の裁定(以下「裁定」という。)に資するものとして國家公安委員会規則・外務省令で定めるものを取得したときは、これを国家公安委員会にできる限り速やかに提供するものとする。

(国家公安委員会への情報提供等)

第十三条　公安委員会は、前項の規定により提供された情報を、関係する公安委員会に速やかに提供するものとする。

(裁定のための調査等)

第十四条　第三条から前条までに定めるもののほか、国外犯罪被害弔慰金等の支給に關し必要な事項(第九条第二項又は第十二条第一項の規定により外務大臣又は領事官が行う手続に關する事項を除く。)は、國家公安委員会規則で定めができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十五条　偽りその他不正の手段により国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた国外犯罪被害弔慰金等の額に相当する金額を徴収することができる。

(不正利得の徴収)

第十六条　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。(時効)

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

(国外犯罪被害弔慰金等の支給を受ける権利の保護)

第十七条　国外犯罪被害弔慰金等の支給を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間行使しないときは、時効により消滅する。

(国外犯罪被害弔慰金等の支給を受ける権利の譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない)。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、国外犯罪被害弔慰金等として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする)は、公安委員会又は国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者に対し、当該市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族の戸籍に關し、無料で証明を行ふことができる。

(事務の区分)

第二十条 第十条、第十一條第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(地方自治法の特例)

第二十一条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣(内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四条において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣

は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に關する法律(平成二十八年法律第号)」と、同法

第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に關する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中

「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

(審査請求と訴訟との関係)

第二十二条 裁定の取消しを求める訴えは、当該裁判についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第二十五条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する法律

第三十七条 第二項に次の一号を加える。

第三十八条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

第三十九条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

第四十条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

第四十一条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

第四十二条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

第四十三条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

第四十四条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

第四十五条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

第四十六条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

第四十七条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

第四十八条 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

第十条、第十一條第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務
第号)

別表第一の関係
一両眼が失明したもの
二咀嚼及び言語の機能を廃したもの
三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残したもの
四胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
五両上肢を肘関節以上で失ったもの
六両上肢の用を全廢したもの
七両下肢を膝関節以上で失ったもの
八両下肢の用を全廢したもの
九精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度に認められるもの

(警察法の一部改正)

第四条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)」を「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第号)」に改める。

第二十一条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第二十二条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第二十三条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第二十四条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第二十五条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第二十六条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第二十七条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第二十八条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第二十九条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第三十条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第三十一条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第三十二条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第三十三条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第三十四条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第三十五条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第三十六条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第三十七条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第三十八条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

第三十九条 第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

官 報 (号外)

錢の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出を不要とするとともに、特定非営利活動法人における事業報告書等の備置期間を延長し、及び特定非営利活動法人に対する貸借対照表の公告を義務付ける等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年五月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿	衆議院議長 大島 理森
--------------	-------------

令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一、官報に掲載する方法
二、時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三、電子公告(電磁的方法により不特定多數の者が公告すべき内容である情報の提供を受けことができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるもの)を用いて、以下この条において同じ。)

四、前三号に掲げるもののほか、不特定多數の者が公告すべき内容である情報を認識するこ

とができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年五月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 大島 理森

特定非営利活動促進法の一部を改止する法律
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二条第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改める。

第十一条第二項中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「一月間」に改め、同条第三項ただし書中「一月」を「二週間」に改める。

第十四条の七第三項中「いう」の下に「第二十一条の二第一項第三号において同じ」を加える。

第二十八条第一項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第二項中「並びに定款等」を「及び定款等」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府

による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一、官報に掲載する方法
二、時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三、電子公告(電磁的方法により不特定多數の者が公告すべき内容である情報の提供を受けことができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるもの)を用いて、以下この条において同じ。)

四、前三号に掲げるもののほか、不特定多數の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年五月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿	衆議院議長 大島 理森
--------------	-------------

特定非営利活動促進法の一部を改止する法律
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二条第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改める。

第十一条第二項中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「一月間」に改め、同条第三項ただし書中「一月」を「二週間」に改める。

第十四条の七第三項中「いう」の下に「第二十一条の二第一項第三号において同じ」を加える。

第二十八条第一項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第二項中「並びに定款等」を「及び定款等」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府

による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一、官報に掲載する方法
二、時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三、電子公告(電磁的方法により不特定多數の者が公告すべき内容である情報の提供を受けことができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるもの)を用いて、以下この条において同じ。)

四、前三号に掲げるもののほか、不特定多數の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十八年五月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿	衆議院議長 大島 理森
--------------	-------------

特定非営利活動促進法の一部を改止する法律
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二条第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改める。

第十一条第二項中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「一月間」に改め、同条第三項ただし書中「一月」を「二週間」に改める。

第十四条の七第三項中「いう」の下に「第二十一条の二第一項第三号において同じ」を加える。

第二十八条第一項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第二項中「並びに定款等」を「及び定款等」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府

第七十五条中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

第七十七条中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第七十八条第4号及び第五号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第八十条第4号中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同条第7号中「第三十一条の十第一項」を「第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日

二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定

公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第一項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合については、なお従前の例による。

（事業報告書等に関する経過措置）

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

（貸借対照表の公告に関する経過措置）

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

第五条 新法第二十九条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

第六条 新法第六十二条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始した事業年度に係る同項第二号から第四号までの（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る同項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用する。

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）についてでは、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第八条 新法第五十四条第三項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について準用する場合を含む。の書類については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の規定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」といいう。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定

に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に對しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に對してされた特例認定の申請とみなす。

（仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項ただし書及び第三百七十七条の二第一項ただし書

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百六号）第四十五条の二第一項ただし書及び第三百七十七条の二第一項ただし書

（仮認定の申請に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」といいう。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定

（正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。）

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

（監督を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合におよぶ。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る同項第二号から第四号までの（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用する。

（監督を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」といいう。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定

（正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。）

官報(号外)

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七百七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三中「公表する」を「公表し」、又はインターネットの利用により公表するに改める。

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の実施状況、特定非営利活動(新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。)を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

審査報告書

民法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月三十一日 附 則

参議院議長 山崎 正昭殿 法務委員長 魚住裕一郎

1 この法律は、公布の日から施行する。
(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を自途として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるものとする。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、女性に係る再婚禁止期間を前記の解消又は取消しの日から六箇月と定める民法

の規定のうち百日を超える部分は憲法違反であ

るとの最高裁判所判決があつたことに鑑み、当該期間を百日に改める等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

審査報告書

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 大島 理森

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

本法施行のため、別に費用を要しない。

平成二十八年五月三十一日 国土交通委員長 金子 洋一 参議院議長 山崎 正昭殿

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 大島 理森

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るために、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 大島 理森

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るために、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 大島 理森

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

一、委員会の決定の理由

本法律施行のため、平成二十八年度一般会計予算(国土交通省所管)に、民間都市開発推進機構による民間都市開発事業への金融支援に係る経費六十億円、国際競争拠点都市整備事業に係る経費七十五億五千万円、国際競争力強化・シティセールス支援事業に係る経費四億円、災害時業務継続地区整備緊急促進事業に係る経費三億七千万円及び民間まちづくり活動促進・普及啓発事業に係る経費八千万円がそれぞれ計上されている。

参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 大島 理森

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、女性に係る再婚禁止期間を前記の解消又は取消しの日から六箇月と定める民法

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、女性に係る再婚禁止期間を前記の解消又は取消しの日から六箇月と定める民法

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

平成二十八年五月二十四日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の二項を加える。

10 協議会は、当該都市再生緊急整備地域における都市開発事業及び公共公益施設の整備を通じた市街地の整備の状況を勘案し、当該都市再生緊急整備地域の都市機能を補完するため必要があると認めるときは、地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する他の都市再生緊急整備地域に係る協議会に対し、その会議において、当該他の都市再生緊急整備地域における都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備の実施に関し協議を行うよう求めることができる。

第十九条の二中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げる。

8 第二項第二号イに掲げる事業に関する事項には、国際会議場施設その他の都市の国際競争力の強化に資するものとして国土交通省令で定める施設(第三十条において「国際競争力強化施設」という。)の整備に関する事項を記載することができる。

第十九条の七第一項及び第五項中「第十九条の二第八項」を「第十九条の二第九項」に改め

第三十条 民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定事業整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事項に係る国際競争力強化施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)であるものについての同号の規定の適用については、同号中「(といふ。)」とあるのは、「(といふ。)並びに都市再生特別措置法第十九条の二第一項に規定する整備計画に記載された第十九条の十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定(以下この条において「非常用電気等供給施設協定」とする。)

第三十一条及び第三十二条 削除

第三十六条第二項中「第一百九条第二項において」を「以下」に改め、「(十分の四十以上の数値を定めるものに限る。)」を削り、「建へい率」を「建蔽率」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第十九条の十三第一項中「備蓄倉庫」の下に

「非常用電気等供給施設(非常用の電気又は熱の供給施設をいう。以下同じ。)」を加える。

第十九条の十八第一項中「この条において」を削り、「次項において」を「以下」に改める。

第二十二条第一項中「三月」を「二月」に、「四十五日」を「一月」に改める。

第二十九条第一項第一号口中「以下」の下に「この口において」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「民間都市開発法第十条中「第四条第一項第二号」とあるのは「第四条第一項第二号及び都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号」とを削り、「第二十九条第一項第一号及び第二号」を「第二十九条第一項第一号」に改め、同条第三項中「及び第二号」を削る。

第三十条から第三十二条までを次のように改める。

(民間都市開発法の特例)

第三十条 民間都市開発法第四条第一項第一号に規定する特定民間都市開発事業であつて認定事業整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事項に係る国際競争力強化施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)であるものについての同号の規定の適用については、同号中「(といふ。)」とあるのは、「(といふ。)並びに都市再生特別措置法第十九条の二第一項に規定する整備計画に記載された第十九条の十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定(以下この条において「非常用電気等供給施設協定」とする。)

第三十一条及び第三十二条 削除

第四十五条の二十一 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定(以下この条において「非常用電気等供給施設協定」とする。)を締結することができる。ただし、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

3 前節(第四十五条の二第一項及び第二項を除く。)の規定は、非常用電気等供給施設協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは第四十五条の二十一第二項各号」と、第四十五条の七及び第四十五条の十四第一項中「第四十五条の二第一項」とあるのは第四十五条の二十一第一項と読み替えるものとする。

第四章第七節に次の二款を加える。

第四款 非常用電気等供給施設協定

第四十五条の二十一 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定(以下この条において「非常用電気等供給施設協定」とする。)

4 建築主事を置かない市町村の市町村長は、非常用電気等供給施設協定について前項において準用する第四十五条の二第四項、第四十五条の第五第一項又は第四十五条の十一第一項の認可をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、前項において準用する第四十五条の二第四項又は第四十五条の五第一項の認可をしようとするときは、前項において準用する第四十五条の三第二項(前項において準用する第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見書を添えて協議するものとする。

5 前節(第四十五条の二第一項及び第二項を除く。)の規定は、非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

6 第四十六条第一項中「第一号の非常用電気等供給施設の制御及び作動状態の監視に関する事項」とあるのは、当該地区の区域を区分して定められた建築物の容積率の最高限度を定める場合にあつて

7 第四十六条第二項中「建へい率」とあるのは、当該地区的区域を区分して定められた建築物の容積率の最高限度の数値にそれぞれの

業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。(以下同じ。)であつて、その有効かつ適切な利用の促進を図るために居住者等利用施設(緑地、広場、集会場その他の都市の居住者その他の者の利用に供する施設であつて国土交通省令で定めるもの)をいう。(以下同じ。)の整備及び管理が必要となると認められるものの区域並びに当該居住者等利用施設の整備及び管理に関する事項を記載することができる。

第四十六条中第十二項を第十四項とし、第十一项の次に二項を加える。

12 第二項第二号イ若しくはヘに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者との利便の増進に寄与する施設等であつて政令で定めるものの設置、都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る)に関する事項を記載することができる。

13 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならない。

第五章第三節に次の二款を加える。

第五款 都市公園の占用の許可の特例

第六十二条の二 第四十六条第十二項に規定する事項が記載された都市再生整備計画が同条

第十八条前段(同条第十九項において準用する場合を含む。)の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が第四十六条第十二項の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

第七十三条中「第四十六条第十二項」を「第四十六条第十四項」に改める。

第七十四条第一項及び第七十五条第二号中「第四十六条第十三項」を「第四十六条第十五項」に改める。

第五章に次の二節を加える。

第七節 低未利用土地利用促進協定(低未利用土地利用促進協定の締結等)

第八十条の二 市町村又は都市再生推進法人等(百八十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構(第八十条の六第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「緑地管理機構」という。)又は景観法(平成十六年法律第百十号)第九十条第一項の規定により指定された景観整備機構(第八十条の七第一項に規定する業務を行つるものに限る。以下この項において「景観整備機構」という。)をいう。以下この節において同じ。)は、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十九項に規定する事項に係る居住者等利用施設(緑地管理機構にあつては、景観整備機構にあつては景観計画区域(景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。)第百十一条第一項において同じ。)に改める。

内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る)の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「低未利用土地利用促進協定」という。)を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。

一 低未利用土地及び居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項

二 前号の居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項

三 低未利用土地利用促進協定の有効期間

四 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置

五 低未利用土地利用促進協定については、前項第一号の低未利用土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

六 低未利用土地利用促進協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十六項に規定する事項に適合するものであること。

二 第一項第一号の低未利用土地の利用を不當に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものである。

四 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

(低未利用土地利用促進協定の認可)

第八十条の五 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び都市再生特別措置法第八十条の二第一項に規定する都市再生推進法人等」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「所有者及び都市再生特別措置法第八十条の二第一項に規定する都市再生推進法人等」と、同法第九条中の「所有者」とあるのは「所有者又は都市再生推進法人等」とする。

(緑地管理機構の業務の特例)

第八十条の六 都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構(同法第六十九条第一号口に掲げる業務を行うものに限る。)は、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものである。

四 都市再生推進法人等が低未利用土地利用促進協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。

(低未利用土地利用促進協定の認可)

第八十条の三 市町村長は、前条第四項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときには、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 低未利用土地利用促進協定の内容が、前条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十一条中「又は二(1)とあるのは、「若しくは二(1)

又は都市再生特別措置法第八十条の六第一項

により指定された景観整備機構は、同法第九

十三条各号に掲げる業務のほか、低未利用土

地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の

整備及び管理を行うことができる。

2 前項の場合においては、景観法第九十二条第一項の規定

により指定された景観整備機構は、同法第九

十三条各号に掲げる業務のほか、低未利用土

地利用促進協定に基づく居住者等利用施設の

整備及び管理を行うことができる。

2 前項の場合においては、景観法第九十五条

第一項及び第二項中「掲げる業務」とあるの

は、「掲げる業務及び都市再生特別措置法第

八十条の七第一項に規定する業務」とする。

第八条の八 国及び関係地方公共団体は、低

未利用土地利用促進協定を締結しようとする

低未利用土地の所有者等に対し、低未利用土

地利用促進協定の締結に関する必要な情報の提

供、指導、助言その他の援助を行うよう努め

るものとする。

第八十一条第二項第四号口中「関する事業」の

下に「市街地再開発事業」を加える。

第八十七条第一項中「平成十六年法律第百十

号」を削る。

第六章第三節第一款の次に次の二款を加え

る。

第一款の二 都市再開発法の特例

第一百四条の二 立地適正化計画に記載された市

街地再開発事業の施行者(都市再開発法第二

条第二号に規定する施行者をいう。以下この

条において同じ。)は、当該立地適正化計画に

記載された誘導施設の整備に関する事業(第

百十八条第一項の規定により指定された都市

再生推進法人が実施するものに限る。)の用に

供するため特に必要があると認めるときは、

同法第百八条第一項(同法第百十八条の二十

四の二第一項において準用する場合を含む。)

の規定にかかるわらず、同法による第一種市街

地再開発事業により当該施行者が取得した同

法第二条第九号に規定する施設建築物の一部

等若しくは同法第七条の十一第一項に規定す

る個別利用区内の宅地又は同法による第二種

市街地再開発事業により当該施行者が取得し

た同法第二条第十号に規定する建築施設の部

分を、公募をしないで賃貸し、又は譲渡する

ことができる。

第一項の場合は、景観法第九十五条

第一項第一号に掲げる業務(同号イ及びロに掲

げられる方法により支援するものに限る。次条にお

いて同じ。)及び第七十二条第一項第一号に掲げ

る業務(同号イ及びロに掲げる方法(出資に係る

部分を除く。)により支援するものに限る。次条にお

いて同じ。)に係るに改め、「それぞれ」を

第一項第二項中「建築物等の誘導すべき建

築物の容積率の最高限度及び建築物の高さの最高

限度(当該地区における市街地の環境を確保す

るため必要な場合に限る。)」を次に掲げる事

項に改め、同項に次の各号を加える。

一 建築物等の誘導すべき用途及びその全部

又は一部を当該用途に供する建築物の容積

率の最高限度

二 当該地区における土地の合理的かつ健全

な高度利用を図るために必要な場合にあつて

は、建築物の容積率の最低限度及び建築物

の建築面積の最低限度

三 当該地区における市街地の環境を確保す

るために必要な場合にあつては、建築物の高

さの最高限度

第一百条第一項中「所有者又は使用及び収益

を目的とする権利(一時使用のため設定された

の次に次の二号を加える。

七 低未利用土地利用促進協定に基づき居住

者等利用施設の整備及び管理を行うこと。

第一項第一号に掲げる業務(同号イ及びロに掲

げられる方法により支援するものに限る。次条にお

いて同じ。)及び第七十二条第一項第一号に掲げ

る業務(同号イ及びロに掲げる方法(出資に係る

部分を除く。)により支援するものに限る。次条にお

いて同じ。)に係るに改め、「それぞれ」を

第一項第二項中「平成三十九年三月三十一日」を

削り、同条各号を削る。

附則第三条中「平成三十四年三月三十一日」を

「平成三十四年三月三十一日」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第二条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十

八号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第七十一条」を「・第七十二条」に、

「道路を道路等」に改め、「第百九条の二」の下

に「・第百九条の三」を加え、「・第百十一条を

「・第百十一条に改め、「特例(第百十八条の二

十五)の下に「・第百十八条の二十五の二」を加

え、「・第百十八条の二十五の二」を「第百十八条

の二十五の三」に改める。

第二条の二第一項第二号中「以下」を「第三条

において」に改め、同項第三号中「第三条を「第

三条第一号」に改め、同号口中「延べ面積の敷

地面積に対する割合をいう。以下同じ。」を削

り、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に

次の二号を加える。

三 特定用途誘導地区(都市再生特別措置法

の最低限度及び建築物の建築面積の最低限

度が定められているものに限る。第三条に

おいて同じ。)の区域

「特定用途誘導地区」を加え、同条第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号二中「百五十平

方メートル」を「当該区域に係る高度利用地

区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区、地

区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計

画に関する都市計画(以下「高度利用地区等に

する都市計画」という。)において定められた建

築物の建築面積の最低限度の四分の三)に改

め、同号中「高度利用地区、都市再生特別地

区、地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道

地区計画に関する都市計画」を「高度利用地区等

にに関する都市計画」に改める。

第七条の二第一項中「高度利用地区、都市再

生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画

又は沿道地区計画に関する都市計画」を「高度利

用地区等に関する都市計画」に改める。

第七条の四第一項中「除く。」の下に「同法

第六十条の二第一項第一号に該当する建築物

(同項第二号又は第三号に該当する建築物を除

く。)又は同法第六十条の三第一項第一号に該当

する建築物(同項第二号又は第三号に該当する

建築物を除く。)を加える。

第七条の八中「第三号」の下に「第六十条の

二第一項第二号若しくは第三号若しくは第六十

条の三第一項第二号若しくは第三号」を加え

る。

第七条の八中「第三号」の下に「第六十条の

二第一項第二号若しくは第三号若しくは第六十

条の三第一項第二号若しくは第三号」を加え

る。

2 事業計画においては、国土交通省令で定め

るところにより、施設建築敷地以外の建築物

の敷地となるべき土地の区域(以下「個別利用

地区」という。)を定めることができる。

3 個別利用区の位置は、市街地の土地の合理

項の申出が見込まれる者が所有権又は借地権を有する宅地の位置、利用状況、環境その他の事情を勘査しなければならない。

4 個別利用区の面積は、第七十条の二第一項の申出が見込まれる者に對して権利交換手続により所有権又は借地権が与えられることが見込まれる宅地の地積の合計を考慮して相当と認められる規模としなければならない。

第七条の十五第三項及び第十九条第四項中「第一百条」を「第一百条第二項」に改める。

第二十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該宅地の共有者(参加組合員がある場合にあつては、参加組合員を含む)のみが組合の組合員となつている場合は、この限りでない。

第三十三条中「第三十条第一号」を「特別決議事項第三十条第一号」に、「事項は」を「事項を」と改め、同条後段を次のように改める。

この場合においては、その有する議決権を当該特別決議事項に同意するものとして行使した者(以下この条において「同意者」という。)が所有する施行地区内の宅地の地積と同意者の施行地区内の借地の地積との合計(第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の地積に同意者が有する当該宅地の所有権の共有分の割合の合計を乗じて得た面積が、施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の一(同項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の総地積の三分の二)以上でなければならぬ。

二 特別決議事項

第四十四条に次の二項を加える。

第三十五条第三項中「行なう」を「行う」に改め、「の各号」を削り、同項第二号を次のように改める。

第三十五条第六項中「行なう」を「行う」に改め、「の各号」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 特別決議事項

第四十四条に次の二項を加える。

2 第三十条第十号に掲げる事項の議決に係る第三十三条の規定の適用については、施行地区内の宅地のうち第七十条の二第五項に規定する指定宅地(権利交換期日以後において当該は、個別利用区内の宅地。以下この項において同じ)についてのみ所有権又は借地権を有する者は組合員でないものとみなし、同条第五項に規定する指定宅地は施行地区内の宅地及び借地に含まれるものとみなす。

第五十条の六中「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、「おいて」の下に「第七条の十一第二項中「事業計画」とあるのは「第一種市街地再開発事業の事業計画」とを加える。

第五十条の八第三項中「第一百条」を「第一百条第二項に改める。

第五十二条第二項第七号中「共有持分又は」を「共有持分」に改め、「建築施設の部分」の下に「又は個別利用区の宅地」を加える。

第五十三条第四項中「同条」を「第七条の十一第二項中「事業計画」とあるのは「第一種市街地再開発事業の事業計画」と、第七条の十二に改める。

第五十五条第二項中「第一百条」を「第一百条第二項に改める。

第五十八条第三項中「準用する」を「それぞれ準用する」に改め、「場合において」の下に「一、当該申出をする者以外に、当該申出に係る宅地について借地権その他の土地を使用し、若しくは収益することができる権利(地役権を除く。以下「使用収益権」という。)を有する者又は当該宅地に存する建築物について所有権若しくは借家権を有する者があるときは、これらの者の同意が得られていること。

二、当該申出が、施行地区内に現に存する建築物のうち次のいずれかに該当するものを存置し、又は移転することを目的とするものであること。

イ 容積率及び建築面積が、それぞれ、當

の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、国土交通省令で定めところにより、権利交換計画において当該所有権又は借地権に対応して個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるよう定めべき旨の申出をすることができる。この場合において、借地権を有する者にあつては、当該借地の所有者と共同で申出をしなければならない。

一 事業計画が定められた場合 第六十条第一項各号に掲げる公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更の認可の公告を除く。)

二 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更の認可の公告

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更の認可の公告

2 前項の申出は、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければならない。

一、当該申出をする者以外に、当該申出に係る宅地について借地権その他の土地を使用し、若しくは収益することができる権利(地役権を除く。以下「使用収益権」という。)を有する者又は当該宅地に存する建築物について所有権若しくは借家権を有する者があるときは、これらの者の同意が得られていること。

二、当該申出が、施行地区内に現に存する建築物のうち次のいずれかに該当するものを存置し、又は移転することを目的とするものであること。

イ 容積率及び建築面積が、それぞ

該施行地区に係る高度利用地区等に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度を超えるものとして規準、規約、定款又は施行規程で定める数値以上である建築物

ロ 建築基準法第二条第一項各号のいずれかに該当する建築物

ハ 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

ニ 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、建築基準法第五十九条第一項第三号、第六十条の二第一項第三号又は第六十条の三第一項第三号の規定による許可を受けたもの

三 当該申出に係る宅地の地積が、当該宅地に対応して権利交換計画において前号に規定する建築物を存置し、又は移転するのに必要な面積以上の規模の宅地を与えるよう定めることができるものとして規準、規約、定款又は施行規程で定める規格以上であること。

3 施行者は、第一項の申出があつた場合において、同項の期間の経過後遅滞なく、第一号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部について権利交換計画において当該宅地に対応して個別利用区内の宅地が与えられるべき宅地として指定をし、第二号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部について当該指定をし、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 権利交換計画において、第一項の申出に係る宅地の全部について当該宅地に対応して与えられるべき宅地の地積の合計が個別利用区の面積を超えないこととなるとき。

二 権利交換計画において、第一項の申出に

係る宅地の全部について当該宅地に対応して与えるべき宅地の地積の合計が個別利用区の面積を超えることとなるとき。

4 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、速やかに、第一項の申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

5 施行者は、第三項の規定による指定をしたときは、速やかに、当該指定をした宅地(以下「指定宅地」という。)を公告しなければならない。

6 施行者は、第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その旨を公告しなければならない。

7 次条第一項の規定による申出に係る宅地又は同項若しくは同条第三項の規定による申出に係る建築物が存する宅地について、第五項の規定による指定宅地の公告があつたときは、同条第一項又は第三項の規定による申出は、なかつたものとみなす。

8 施行者が第十一條第一項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選舉され、又は選任されるまでの間は、第一項の申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

第七十一条第一項中「公告又は」を「規定によること」として、「施行認可の公告又は」を「の宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地指定宅地を除く。」に改め、同項第三号中「有する」の下に「同号の」を加え、「その」を「それらの」に改め、同項第四号中「その価額を「それらの価額」に改め、同項第十八号を同項第二十三号とし、同項第十七号中「土地明渡し」を「土地の明渡し」に、

「及び工事完了」を「個別利用区内の宅地の整備工事の完了」の予定期及び施設建築物の建築工事の完了」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十六号を同項第二十一号とし、同項第十五号中「第四号」の下に「第九号」を加え、「及び施設建築物の一部等」を「施設建築物の一部等及び個別利用区内の宅地」に、「その帰属並びにその」を「それらの帰属並びにそれらの」

等」という。又は前項第六項の規定による公告を加え、「の所有者、その宅地について」を「指定宅地を除く。」について所有権若しくは」に改め、「土地」の下に「指定宅地を除く。」を加え、「他」を「施行地区外に」に改め、同項第二項中「施行地区内の」の下に「土地(指定宅地を除く。)に存する」を加え、「さらに」を「更に」に改め、同項第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前条第三項の規定による決定があつた場合においては、同条第六項の規定による公告があつた日から起算して三十日以内に、施行認可の公告等があつた場合又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告若しくはその変更の認可の公告があつた場合において行つた第一項又は第三項の規定による申出を行ふことができる。

第七十二条第七項中「第三項又は前二項の」を「又は第三項から前項までの規定による」に改め、同条に次の一項を加える。

8 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の規定による申出について準用する。

第七十三条第一項第二号中「に宅地、借地権又は」を「の宅地(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地指定宅地を除く。」に改め、同項第三号中「有する」の下に

「同号の」を加え、「その」を「それらの」に改め、同項第十八号を同項第二十三号とし、同項

第十号に掲げる指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにそ

の権利額

十一 前号に掲げる者が個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に有することとなる権利

3 指定宅地の所有者に対する与えられる個別利用区内の宅地は、それらの者が所有する指定宅地の相互の位置関係、地積、環境、利用状況その他の事情と当該指定宅地に対応して与えられることとなる個別利用区内の宅地の相互の位置関係、地積、環境、利用状況その他の事情と当該指定宅地に対応して与えられることとなる個別利用区内の宅地の相互の位置関係、地積、環境、利用状況その他の事情と当該指定宅地に対応して与えられることとなる個別利用区内の宅地の

4 権利交換計画においては、第一項の規定により与えられるよう定められた宅地以外の個別利用区内の宅地は、施行者に帰属するよう定めなければならない。

5 指定宅地の使用収益権を有する者に対して与えられる個別利用区内の宅地の使用収益権は、従前の使用収益権の目的である指定宅地

「その」を「それらの」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第八号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、同項第七号中「施行地区内の」の下に「土地(指定宅地を除く。)に存する」を加え、「さらに」を「更に」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号の次に次の五号を加える。

七 指定宅地又はその使用収益権を有する者の氏名又は名称及び住所

八 前号に掲げる者が有する指定宅地又はその使用収益権及びそれらの価額

九 第七号に掲げる者に前号に掲げる指定宅地又はその使用収益権に対応して与えられることとなる個別利用区内の宅地又はその

使用収益権の明細及びそれらの価額の概算額

十 第八号に掲げる指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにそ

の権利

十一 前号に掲げる者が個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に有することとなる権利

2 個別利用区内の各宅地の地積は、第七十条の二第二項第三号に規定する面積以上でなければならぬ。

第十七条の二 権利交換計画においては、指定宅地の所有者又はその使用収益権を有する者に対する権利は、それぞれ個別利用区内の宅地又はその使用収益権が与えられるよう定めなければならない。

第十七条の二 権利交換計画においては、指定宅地の所有者又はその使用収益権を有する者に対する権利は、それぞれ個別利用区内の宅地又はその使用収益権が与えられるよう定めなければならない。

第十七条の二 権利交換計画においては、指定宅地の所有者又はその使用収益権を有する者に対する権利は、それぞれ個別利用区内の宅地又はその使用収益権が与えられるよう定めなければならない。

第十七条の二 権利交換計画においては、指定宅地の所有者又はその使用収益権を有する者に対する権利は、それぞれ個別利用区内の宅地又はその使用収益権が与えられるよう定めなければならない。

第十七条の二 権利交換計画においては、指定宅地の所有者又はその使用収益権を有する者に対する権利は、それぞれ個別利用区内の宅地又はその使用収益権が与えられるよう定めなければならない。

の所有者に対して与えられることとなる個別利用区内の宅地の上に存するものとして定めなければならない。

第七十八条第一項中「若しくはその宅地に存する」を「指定宅地を除く。」若しくはその「」に改め、「土地」の下に「(指定宅地を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる指定宅地又はその使用収益権に対応して与えられるものとして定められた個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に存するものとして定めなければならない。

第七十九条第三項中「前二条」を第七十七条並びに前条第一項及び第二項に改める。

第八十条第一項中「第十一号又は第十二号」を「第八号、第十六号又は第十七号」に、「第五項(同条第六項)」を「第四項(同条第五項)」に改め。

第八十一条の見出し中「施設建築敷地」の下に「及び個別利用区内の宅地等」を加え、同条中「又は第十号」を「第十四号又は第十五号」に改める。

第八十五条第一項中「第十一号又は第十二号」を「第八号、第十六号又は第十七号」に改め、同条中「又は施設建築物の一部等」を「施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に改める。

第八十六条第一項中「にある」を「に存する」に改め、同項に次の二項を加える。

ただし、第九十五条の規定により從前指定宅地であった土地を占有している者又は当該土地に存する物件を占有している者に対しては、第一百条第一項の規定による通知をするまでは、土地の明渡しを求めることができない。

「土地(指定宅地を除く。)に存する」を加え、「さらに」を「更に」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第八十八条第一項中「前條」を「第九十五条に「より」の下に「宅地指定宅地を除く。」」を加え、同条第三項中「により」の下に「宅地指定宅地を除く。」」を加え、同条第五項中「施行地区内の」の下

に「土地(指定宅地を除く。)に存する」を加え、「さらに」を「更に」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第八十九条中「借地権又は」を「(指定宅地を除く。)若しくはその借地権又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき所有される」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定宅地又はその使用収益権について存する担保権等の登記に係る権利は、権利変換期日以後は、権利変換計画の定めるところに従い、個別利用区内の宅地の上に存するものとする。

第九十一条第一項中「宅地若しくは」を「宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する」に改める。

第九十五条中「次条第一項」を「第九十六条第一項に改め、同条の次に次の二項を加える。

(個別利用区内の宅地の使用収益の停止)

第九十五条の二 権利変換期日以後個別利用区内の宅地又はその使用収益権を取得した者は、第百条第一項の規定による公告があるまでは、当該宅地について使用し、又は収益することは、当該宅地に付属する公共施設の整備に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第八十七条第一項又は第八十八条の二の規定により当該宅地又はその使用収益権を取得した者に通知しなければならない。

施設者は、個別利用区内の宅地の整備及びこれに関連する公共施設の整備に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第八十七条第一項又は第八十八条の二の規定により当該宅地又はその使用収益権を取得した者に通知しなければならない。

第九十五条第一項中「第百条の二」を削る。

第一百条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「その共有持分若しくは施設建築物の一部等」を「若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に改める。

第一百四条第一項中「他に」を「施行地区外に」に改める。

第八十七条第二項中「土地」の下に「(指定宅地を除く。)」を加え、同項に次に二項を加える。

ただし、第九十五条の規定により從前指定宅地であった土地を占有している者又は当該土地に存する物件を占有している者に対しては、第一百条第一項の規定による通知をするまでは、土地の明渡しを求めることができない。

第九十六条第三項中「あつた土地」の下に「(従前指定宅地)であつた土地を除く。」を加え、「ある」を「存する」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前條」を「第九十五条に改め、同条を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定による明渡しの請求があつた土地(従前指定宅地であつた土地に限る。)を引き渡し、又は物件を移転し、若しくは除却しなければならない。ただし、次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。

第九十九条の二第三項中「において定めるとこにり」を「の定めるところに従い。」に、「及び第百十条第二項を「第百十条第三項及び第百十条の二第四項」に改める。

第九十九条の二第三項中「において定めるとこにり」を「の定めるところに従い。」に、「及び第百十条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第一項の規定により当該宅地又はその使用収益権を取得した者に通知しなければならない。

施設者は、個別利用区内の宅地の整備及びこれに関連する公共施設の整備に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第八十七条第一項又は第八十八条の二の規定により当該宅地又はその使用収益権を取得した者に通知しなければならない。

第一項の規定による」に改め、「の各号」を削る。

第一百条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「その共有持分若しくは施設建築物の一部等」を「若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に改める。

第一百四条第一項中「又は施設建築物の一部等」を「施設建築物の一部等又は個別利用区内の

宅地若しくはその使用収益権」に、「借地権」を「使用収益権」に改める。

第一百五条第一項中「借地権」を「使用収益権」に、「すべて」を「全て」に改める。

第一百八条第一項中「施設建築物の一部等」の下に「又は個別利用区内の宅地」を加え、同条第二項中「又は施設建築物の一部等」を「施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地」に改め。

「道路等」に改める。

第三章第二節第五款の二中第百九条の二の次に次の二項を加える。

(施設建築敷地内に都市高速鉄道に関する特例)

地区に含む第一種市街地再開発事業のうち施設建築敷地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるものについては、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下(いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。)に都市高速鉄道が存するよう

に定めることができる。

第一百九条の三 都市計画施設の区域をその施行例

地区に含む第一種市街地再開発事業のうち施設建築敷地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるものについては、事業

計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下(いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。)に都市高速鉄道が存するよう

に定めることができる。

2 前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に都市高速鉄道が存するよう定めた場合においては、権利交換計画は、第七十五条第一項の規定にかかる

建築物の敷地のうちその上の空間又は地下に都市高速鉄道が存することとなる部分(以下この項において「一個の施設建築物の敷地の都市高速鉄道部分」という。)については、それ以外の部分と別の筆の土地

となるものとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設建築物の敷地の都市高速鉄道部分は、特別の事情がない

限り、一筆の土地となるものとして定めなければならない。

3 前項前段に規定する場合においては、権利

変換計画は、施設建築敷地のうちその上の空間又は地下に都市高速鉄道が存することとなる部分（以下「施設建築敷地の都市高速鉄道部分」という。）には、第七十五条第二項に定めるもののほか、当該都市高速鉄道の所有を目的とする民法第二百六十九条の二第一項後段の上権が設定されるものとして定めなければならぬ。

4 第二項前段に規定する場合においては、権利

変換計画において、從前より存する都市高速鉄道に係る前項に規定する地上権は、当該都市高速鉄道の管理者に帰属するようく定めなければならない。

5 第二項前段に規定する場合においては、権

利変換計画において、第七十三条第一項各号に掲げる事項のほか、国土交通省令で定めるところにより、第三項に規定する地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件（民法第二百六十九条の二第一項後段の

制限を加える場合には、その制限を含む。）の概要を定めなければならない。

6 第二項から前項までの規定により権利変換計画を定めた場合には、施設建築敷地の都市高速鉄道部分には、第八十八条第一項に定めるもののほか、権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の二の規定により都市高速鉄道の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとみなす。

7 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

地権	地権	地権	地権	地権
を				

第一百十条に見出しとして「（施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則）」を付し、同条第五項まで、第七十八条に改め、「第八十二条」の下に「第一百九条の二第二項後段」を、「第八十三条」の下に「第九十九条の三第一項」を加え、同条第四項の表第四十条第一項、第七十三条第一項第十三号及び第十四号の項中「第七十三条第一項第十三号及び第十四号」を「第七十三条第一項第十一号及び第十九号」に改め、同表中

地権	地権	地権	地権	地権
を				

第四十四条	第八十八条第一項の規定による地	借
上権	上権	借

第一項中「すべて」を「全て」に、「第七十七条まで」を「第七十七条まで、第七十七条の二第三項から第五項まで、第七十八条に改め、「第八十二条」の下に「第一百九条の二第二項後段」を、「第八十三条」の下に「第九十九条の三第一項」を加え、同条第四項の表第四十条第一項、第七十三条第一項第十三号及び第十四号の項中「第七十三条第一項第十三号及び第十四号」を「第七十三条第一項第十一号及び第十九号」に改め、同表中

2 前項の場合における権利変換計画においては、第七十一条第一項又は第三項の規定による申出をした者を除き、施行地区内に宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を有する者及び当該建築物に基づき建築物を有する者及び当該建築物に

第一項第十八号」を「第七十三条第一項第二十三条号」に改め、同表第九十条第一項の項中「從前の土地の表題部の登記の抹消及び「権利変換手続開始の登記の抹消」に改め、同表第九十条第二項及び第三項、第九十六条第四項の項中「第九十六条第四項」を「第九十六条第五項」に、「第一百零五号の項中「第七十三条第一項第十五号」を「第七十三条第一項第二十号」に、「及び施設建築物の一部等」を「施設建築物の一部等及び施設建築物に係る権利」を「及び施設建築物に関する権利並びに」に改め、同表第七十三条第一項第十八号の項中「第七十三条第一項第十八号」を「第七十三条第一項第十八号」に改め、「第百十条第二項」を「第百十条第三項」に改め、同表第九十九条の六第二項の項の次に次のように加える。

第一項第十八号」を「第七十三条第一項第二十三号」に改め、同表第九十条第一項の項中「從前の土地の表題部の登記の抹消及び「権利変換手続開始の登記の抹消」に改め、同表第九十条第二項及び第三項、第九十六条第四項の項中「第九十六条第四項」を「第九十六条第五項」に、「第一百零五号の項中「第七十三条第一項第十五号」を「第七十三条第一項第二十号」に、「及び施設建築物の一部等」を「施設建築物の一部等及び施設建築物に係る権利」を「及び施設建築物に関する権利並びに」に改め、同表第七十三条第一項第十八号の項中「第七十三条第一項第十八号」を「第七十三条第一項第十八号」に改め、「第百十条第二項」を「第百十条第三項」に改め、同表第九十九条の六第二項の項の次に次のように加える。

第一百条第一項 第八十七条第一項又は第八十八条の二 第百十条第三項

2 前項の場合における権利変換計画においては、第七十一条第一項又は第三項の規定による申出をした者を除き、施行地区内に宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を有する者及び当該建築物に基づき建築物を有する者及び当該建築物に

ついて借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）に対しては、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利が与えられるよう定めなければならない。参加組合員又は特定事業参加者に対しても同様とする。

（指定宅地の次に次の三条を加える。）

（指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則）

第一百十条の二 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につ

は、これに存する物件に係る権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者の全ての同意を得たとき（前条第一項前段に規定する場

第五十二条第二項第七	施設建築敷地若しくはその共有持	施設建築敷地若しくは施設建築物の一部等若しくは物に関する権利、
分 施設建築物の一部等若しくは		

合を除く。)は、第七十三条第二項、第三項及び第四項(指定宅地に係る部分を除く。)、第七十五条から第七十七条まで、第七十八条第一項及び第二項、第一百九条の二(第二項後段、第一百九条の三(第二項後段並びに第一百八十八条の規定によらないで、権利交換計画を定めることができる。この場合においては、第一百八十二条の規定は、適用しない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合における権利交換計画について準用する。

3 第一項の場合においては、権利交換計画

は、前項において準用する前条第一項前段に規定する者に対するものとなる施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額の合計がそれらの者が有する従前の権利の価額の合計を著しく超えることのないように定めなければならない。

4 第一項の規定により権利交換計画を定めた場合においては、第八十七条第一項(指定宅地に係る部分を除く。)及び第二項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定にかかわらず、権利交換計画の定めるところにより、権利交換期日において土地及び土地に存する物件に関する権利の得喪及び変更を生じ、当該第一種市街地再開発事業により建築される施設建築物に関する権利は、権利交換計画の定めるところにより、これを取得すべき者が取得する。

5 前条第四項の規定は、前項の規定による借地権の設定について準用する。

6 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第十四条第一項	施設建築物の一部等	施設建築敷地又は施設建築物に関する権利	又は地上権
第十三条第一項第十八号及び第十九号、第一百三十二条の見出し	第八十八条第一項の規定による地上権	施設建築敷地又は施設建築物に関する権利	又は借地権
第一項	施設建築物の一部等	施設建築敷地又は施設建築物に関する権利	又は借地権
第五十条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五十条の十第一項、第五十二条第二項第五号、第五十六条の二第一項、第五十八条の二第二項、第一百八条	第八十八条第一項の規定による地上権	施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利	又は借地権

第一百条第二項	第九十条第一項及び第二項	新たな土地の表題登記(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十号に規定する表題登記をいう。)	新たな土地の表題登記(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十号に規定する表題登記をいう。)	施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利
第九十五条	第八十七条	及び所有権以外の権利の登記の抹消	並びに権利交換に伴い消滅した権利の登記及び権利交換手続開始の登記の抹消	又は権利交換手続開始の登記の抹消
第九十九条の六第二項	第一百十条の二第四項	施設建築敷地に関する権利	施設建築敷地に関する権利	施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利、
第八十八条第二項又は第五项	第一百十条の二第四項	施設建築敷地に関する権利	施設建築敷地若しくは施設建築物の一部等若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくはその共有持分、施設建築敷地若しくは施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権	施設建築敷地又は施設建築物に関する権利

第一百三十三条第一項

施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得した者又は施行者の所有する施設建築物の一部について第七十七条第五項ただし書の規定により借家権が与えられるよう定められ、第八十八条第五項の規定により

施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得した者

4 第一百三十条第一項

「第八十七条第一項又は第八十八条の二」とあるのは、「第一百十条の三第三項」とする。

(施設建築敷地を一筆の土地としないこととする特則)

第一百十条の四 施行者は、施行地区内の宅地の所有者の数が僅少であることその他の特別の事情がある場合において、第七十五条第一項の規定によらないで権利変換計画を定めることが適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷地が二筆以上の土地となるものとして権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第七十六条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における権利変換計画においては、施行地区内に宅地(指定宅地を除く。)を有する者に対して与えられる施設建築敷地は、それらの者が有する宅地の位置、地積、環境及び利用状況とそれらの者に与えられることとなる施設建築敷地の位置、地積及び環境などを総合的に勘案して、それらの者の相互間に不均衡が生じないように、かつ、その価額と従前の価額との間に著しい差額が生じないように定めなければならない。

3 第一百三十条第一項の場合は、第八十五条第四項中「施設建築敷地の共有持分」とあるのは、 「施設建築敷地」とする。

第一百四条第一項

施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等

施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額

第一百八条第二項

施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等

施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利等

第一百四条第一項

施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等

施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利

2 前項の場合においては、権利変換計画は、前項の場合においては、権利変換計画は、

指定宅地の権利者の全ての同意を得た場合の特則)

第一百十条の三 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、指定宅地又はこれに存する物件に關し権利を有する者の全ての同意を得たとき(第一百十条第一項に規定する場合を除く。)は、第七十三条第四項指定宅地に係る部分に限り、第七十七条の二第三項から第五項まで及び第七十八条第三項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。

3 第一百三十条第一項の規定により権利変換計画を定めた宅地に係る部分に限り、第八十九条第二項の規定にかかるわらず、権利変換計画の定めるところにより、権利変換期日において指定宅地に関する権利の得喪及び変更を生じる。

を「第三百三十三条第一項

価額、施設建築敷地の地代の額

価額

「前二条」を「第七十七条並びに前条第一項及び第二項」に改める。
「第一百八十二条の二十一第二項中「第一百条」を「第一百条第二項」に改める。

「第四章第一節第三款の一の款名中「道路」を「道路等」に改める。

「第一百八十二条の二十五に見出として「(施設建築敷地内の道路に関する特例)」を付する。
「第一百八十二条の二十五の二第一項中「すべて」を「全て」に、「前条第二項」を「第一百八十二条の二十五の二第一項後段」に改め、「第一百九条の二第二項後段」を「第五条第二項」に改め、「第一百九条の二第二項後段」の下に「前条第二項において準用する第一百九条の三第二項後段」を加え、「規定は」を「規定は」に改め、同条第三項の表第一百八十二条の二十二十五条の三とし、同節第三款の二中第一百八十二条の二第二項中「第一百八十二条の二十五の二第二項」を「第一百八十二条の二第二項」に改め、同条第三項の表第一百八十二条の二第二項中「第一百八十二条の二第二項」に改め、「第一百九条の二第二項後段」を「第二項」に改める。

「(施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例)」を「並びに第六十条の三第一項及び第二項」に改める。

「第一百八十二条の二十五の二都市計画施設の区域をその施行地区に含む第二種市街地再開発事業のうち施設建築敷地を立体的に利用する必要なものとして政令で定めるものについては、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下(いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。)に都市高速鉄道が存するように定めることができる。」

2 第一百九条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地下に都市高速鉄道が存するように定めた場合の管理処分計画について適用する。この場合において、同条第二項中「第七十五条第一項」とあるのは「第一百八十二条の十において準用する第七十五条第一項」と、同条第三項中「第七十五条第二項に定めるもののほか、当該都市高速鉄道」とあるのは「当該都市高速鉄道」と、同条第五項中「第七十二条第一項各号」とあるのは「第一百八十二条の七第一項各号」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第一百九条の三第二項から第五項までの規定により管理処分計画を定めた場合においては、施設建築敷地の都市高速鉄道部分には、当該施設建築敷地の施設建築物に係る第一百八十二条の十七の規定による公告の翌日において、管理処分計画の定めるところに従い、民法第二百六十九条の二の規定により都市高速鉄道の所有を目的とする同条第一項の地上権が設定されたものとなる。

4 第八十八条第六項の規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

(建築基準法の一部改正)
(都市再開発法の一部改正)
(第六十条第三項中「及び第六十条の三第一項」を「並びに第六十条の三第一項及び第二項」に改める。
第八十六条第一項中「第六十条の二第二項」の下に「第六十条の三第一項」を加える。
第八十六条の三の見出し中「高度利用地区又は都市再生特別地区」を「高度利用地区等」に改め、同条中又は第六十条の二第二項を「第六十条の二第一項」に改める。
第八十六条の七第一項中「第六十条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第六十条の二第二項中「次条第一項」を「次条第二項」に改める。

第六十条の三第三項中「第一項ただし書」を「第一項第三号又は第二項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項として、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

特定用途誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)は、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができまするもの
二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市再開発法の一部改正に伴う経過措置)
第一条 この法律の施行前にされた第一条の規定による改正前の都市再開発法第七条の九第一項の規定による認可の申請であつて、この法律の施行の際、認可又は不認可の処分がなされないものについての処分については、なお從前の例による。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(土地区画整理事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一一部改正)
第五条 次に掲げる法律の規定中「第二条の二第二項第三号」を「第二条の二第二項第四号」に改める。

第八十七条第二項及び第八十八条第二項中「第六十条の三第二項」を「第六十条の三第三項」に改める。

第六十条の三第三項中「第六十条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

反対者氏名

柳澤	光美君
吉川	沙織君
秋野	公造君
石川	博崇君
河野	義博君
杉	久武君
谷合	正明君
新妻	秀規君
浜田	克夫君
横山	信一君
矢倉	香苗君
山本	昌良君
紙	智子君
井上	哲士君
倉林	明子君
田村	智子君
江口	克彦君
儀間	光男君
藤巻	健史君
山口	和之君
中野	正志君
和田	政宗君
アント二才猪末君	
又市	
主濱	
山本	太郎君
渡辺美知太郎君	
平野	達男君
行田	
浜田	邦子君
雅史君	
○名	
脇	成文君
松沢	成文君
成文君	
東君	
東君	
裕石	
糸数	
荒井	
薬師寺みちよ君	
谷	
吉田	
中山	
福島みづほ君	
室井	
松田	
松田	
片山虎之助君	
仁比	
聰平君	
東君	
徹君	
大門美紀史君	
市田	
吉良よし子君	
小池	
晃君	
吉良よし子君	
井上	
赤石	
石井	
井上	
井上	
赤石	
井上	
井上	
阿達	
雅志君	
一彦君	
清美君	
井原	
浩郎君	
青木	
赤池	
誠章君	
治子君	
巧君	
三三八名	

日程第二 平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法の
会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の
部を改正する法律案(衆議院提出)

投票者氏名

豊田	鶴保	柘植	滝波	高橋	高階	島村	佐藤	鴻池	岡田	金子原二郎君	宇都	岩井	石井	阿達	雅志君	愛知	治郎君	
俊郎君	芳文君	宏文君	克法君	茂君	弘成君	正久君	大君	田中	岸	太田	房江君	江島	島村	岸	赤池	一彦君	一彦君	一彦君

中泉	中堂	故塙	田	滝	高野	廣幸君	亮子君	忠智君	島	吉田	中山	松田	室井	江口	古賀友一郎君	佐藤	北村	岸
松司君	茂君	敬三君	敬三君	滝沢	滝沢	渡辺美知太郎君	了君	了君	島	島	山田	山田	松田	島	秀久君	経夫君	經夫君	秀久君

川田	金子	加藤	大塚	龍平君	洋一君	敏幸君	耕平君	次郎君	勝也君	孝君	通宏君	有田	足立	渡辺	山谷えり子君	佐藤	北村	岡田
大久保	勤勉君																	

北澤	神本	美恵子君	風間	大野	大島	九州男君	元裕君	直樹君	直樹君	五月君	五月君	相原久美子君	吉川ゆうみ君	若林	吉川ゆうみ君	山下	山下	柳本
俊美君																		

辰巳孝太郎君	智子君	明子君	智子君	明子君	智子君	哲士君	哲士君	信一君	信一君	新妻	横山	谷合	河野	杉	柳澤	森本	前川	藤本
辰巳孝太郎君																		

仁比	聰平君	聰平君	聰平君	大池	大池	吉良よし子君	吉良よし子君	謙維君	忠義君	忠義君	忠義君	市田	若松	山本	西田	蓮	水野	前田

官 報 (号外)

平成二十八年六月一日 参議院会議録第三十二号

投票者氏名

反対者氏名	山下 江口 克彦君 芳生君	藤巻 健史君 アントニオ猪木君	山口 和之君 中野 正志君	和田 政宗君	又市 征治君	主濱 了君 薬師寺みちよ君	糸数 広幸君	吉田 忠智君	吉田 太郎君	中山 恵子君	福島みずほ君	松田 公太君	室井 邦彦君	片山虎之助君 清水 貴之君	東 徹君	
	大野 大家 衛藤 泰正君 敏志君	阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 井上 義行君 石井 準一君	阿達 雅志君 青木 一彦君 赤石 清美君 井上 義行君 石井 準一君	愛知 有村 赤池 誠章君	愛知 有村 赤池 誠章君	長峯 中西 祐介君	中曾根弘文君	塚田 武見	伊達 良祐君	島田 未松	佐藤 信秋君	山東 昭子君	小坂 上月	岡田 直樹君		
賛成者氏名	太田 大沼 通子君 房江君	宇都 尾辻 秀久君 濑君	江島 正弘君 阳輔君	石井 昌宏君	石井 猛志君	石井 猛志君	石井 猛志君	石井 猛志君	野上 浩太郎君	高野光二郎君	伊達 忠一君	島田 三郎君	佐藤 憲次君	北川イツセイ君	岡田 片山さつき君	
	森 宮沢 まさこ君	水落 洋一君 敏栄君	丸山 新平君	松山 政司君	松下 昇治君	舞立 資麿君	橋本 嶽君	堀井 國義君	福岡 國義君	橋本 聖子君	中西 敬三君	中泉 松司君	塚田 武見	木村 義雄君	木村 義雄君	
投票者氏名	森 宮本 顯正君	宮本 溝手 伸吾君	三宅 真一君	丸川 真一君	三木 真一君	牧野 幸一君	松村 哲郎君	西田 馬場	西田 二之湯	西田 二之湯	岸 宏一君					
	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	柳本 卓治君	岡田 金子原二郎君	
反対者氏名	水野 増子	前田 真山	藤田 福山	林 久美子君	白 真敷君	林 難波	直嶋 正行君	德永 エリ君	津田 弥太郎君	柴田 郁君	櫻井 充君	小見山 幸治君	北澤 俊美君	大野 元裕君	小西 洋之君	若林 雄平君
	賢一君	輝彦君	武志君	真一君	輝彦君	真一君	真一君	真一君	真一君	真一君	真一君	真一君	真一君	真一君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君
反対者氏名	森本 水岡 真治君	牧山 ひろえ君	前川 健三君	藤本 喜史君	藤末 喜史君	浜野 喜史君	長浜 正義君	那谷屋 正義君	寺田 直紀君	田中 典城君	芝 樹葉賀津也君	金子 龍平君	大塚 敏幸君	小野 次郎君	有田 芳生君	山本 修路君
	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君	柳田 稔君
反対者氏名	松沢 成文君	成文君	東君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	糸数 広幸君	安井美沙子君
	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	蓮 肩君	安井美沙子君
○名	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	脇 浜田 行田 平野	柳澤 光美君	
	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君	河野 博崇君

平成二十八年六月一日 参議院会議録第三十二

投票者氏名

日程第五 民法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

中西 祐介君
長峯 誠君

中原 八一君
二之湯 智君

小見山幸治君
櫻井 充君

斎藤 嘉隆君
芝 博一君

片山虎之助君
清水 貴之君

儀間光男君
藤巻健史君

赤池	愛知	治郎君
石井	誠章君	治子君
井原	巧君	
石井	浩郎君	
磯崎	仁彦君	
猪口	邦子君	
宇都	隆史君	
江島	潔君	
尾辻	秀久君	
大沼	みづほ君	
岡田	広君	
太田	房江君	
岡田	金子原二郎君	
北村	宏一君	
岸	経夫君	
小泉	昭男君	
古賀友一郎君	祥鷺君	
鴻池	弘成君	
島村	高階恵美子君	
佐藤	克法君	
豊田	宏文君	
鶴保	芳文君	
中川	俊郎君	
中西	雅治君	
健治君	庸介君	

東	津田弥太郎君	田城	郁君
	徳永	工リ君	
仁比	直嶋	正行君	
	難波	獎二君	
大門	野田	國義君	
寒紀史君	白	眞勲君	
平元君	林	久美子君	
小池	藤田	哲郎君	
若松	真山	勇一君	
市田	前田	武志君	
吉良	増子	輝彦君	
よし子君	水野	賢一君	
山本	柳田	安井美沙子君	
西田	蓮	筋君	
長沢	荒木	清實君	
	魚住裕	一郎君	
	佐々木さやか君	竹谷とし子君	
	平木	大作君	
	山口那津男君	実仁君	
	博司君		
	若松	謙維君	
	市田	忠義君	
	吉良	よし子君	
	よし子君		

田中	寺田	直紀君
那谷屋正義君	典城君	
長浜	博行君	
西村まさみ君		
浜野	羽田雄一郎君	喜史君
広田	一君	
藤末	健三君	
藤本	祐司君	
前川	清成君	
牧山	ひろえ君	
水岡	俊一君	
柳澤	森本	真治君
河野	秋野	吉川
石川	柳澤君	沙織君
河野	公造君	光美君
吉川	博崇君	義博君
杉	久武君	正明君
杉	昌良君	秀規君
谷合	克夫君	信一君
矢倉	香苗君	智子君
浜田	昌良君	哲士君
山本	秀規君	智子君
横山	信一君	明子君
井上	克夫君	芳生君
紙	香苗君	克彦君
倉林	秀規君	孝太郎君
山村	信一君	明子君
辰巳	克夫君	芳生君
山下	秀規君	
江口	信一君	

松田	公太君	福島みづほ君	恭子君
山田	太郎君	吉田	忠智君
中山	恭子君	谷	亮子君
福島みづほ君	恭子君	薬師寺みちよ君	廣幸君
吉田	忠智君	糸数	慶子君
谷	亮子君	輿石	東君
薬師寺みちよ君	廣幸君	松沢	成文君
荒井	廣幸君		
糸数	慶子君		
輿石	東君		
松沢	成文君		
阿達	雅志君		
青木	一彥君		
赤石	清美君		
井上	義行君		
石井	準一君、		
石井	正弘君		
岩井	昌宏君		
宇都	陽輔君		
江島	潔君		
尾辻	秀久君		
大沼みづほ君	隆史君		
太田	房江君		
岡田	広君		
金子原二郎君			

官 報 (号 外)

平成二十八年六月一日 参議院会議録第三十二号

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

吉川	河野	秋野	石川	吉川
沙織君	義博君	公造君	博崇君	沙織君
久武君	久武君	久武君	久武君	久武君
正明君	正明君	正明君	正明君	正明君
新妻	秀規君	秀規君	秀規君	秀規君
浜田	矢倉	横山	浜田	浜田
昌良君	克夫君	信一君	矢倉	吉川
香苗君	香苗君	片山虎之助君	横山	河野
松田	清水	貴之君	東	秋野
中山	室井	邦彦君	徳君	石川
恭子君	松田	太郎君	横山	吉川
太郎君	中山	了君	片山虎之助君	河野
行田	主演	了君	徳君	秋野
浜田	藻師等	みちよ君	信一君	吉川
和幸君	荒井	邦彦君	片山虎之助君	河野
邦子君	行田	太郎君	徳君	秋野
太郎君	浜田	恭子君	横山	吉川
智子君	和幸君	太郎君	徳君	河野
智子君	邦子君	了君	横山	吉川
明子君	和幸君	太郎君	徳君	河野
辰巳孝太郎君	芳生君	恭子君	徳君	秋野
山下	又市	太郎君	徳君	吉川
太郎君	征治君	徳君	徳君	河野
山本	山本	徳君	徳君	吉川
井上	紙	倉林	脇	脇
哲士君	智子君	智子君	雅史君	雅史君
市田	市田	市田	市田	市田
忠義君	忠義君	忠義君	忠義君	忠義君
吉良よし子君	吉良よし子君	吉良よし子君	吉良よし子君	吉良よし子君
仁比	仁比	仁比	仁比	仁比
福島みづほ君	福島みづほ君	福島みづほ君	福島みづほ君	福島みづほ君
聰平君	聰平君	聰平君	聰平君	聰平君
吉田	吉田	吉田	吉田	吉田
忠智君	忠智君	忠智君	忠智君	忠智君
慶子君	慶子君	慶子君	慶子君	慶子君

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年五月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

熊本県における地震後の自動車内避難への対応に関する質問主意書

私は先日、熊本県の被災現場に入り、現場の声を聴いた。その際、自動車内に避難している方々（以下「車中避難者」という。）が非常に多かつた。地震発生から一ヶ月が過ぎた今でも狭い車内では生きていている方々が多くいるのが現状である。これは、四月十四日の前震後の十六日に発生した最大震度七の本震後も余震が收まらないことへの恐怖などが影響していると言われる。長時間の自動車内での避難生活はエコノミーグラス症候群の原因となり、避難者に大きな疲労を感じさせている。しかしながら、熊本地域の自治体の地域防災計画には自動車内への避難対策は盛り込まれておらず、また、全国的にも一部の自治体を除き、同対策は地域防災計画に盛り込まれていない。このような状況を踏まえ、以下の点を質問する。

一 熊本産業展示場（グランメッセ熊本）などの駐車場には、五月十一日時点で七百人以上が自動車内に避難していると言われる。これらの避難者に自動車内での避難生活を支援するための物資（エコノミーグラス症候群を防ぐ効果がある弾性ストッキングなど）を至急提供するとともに、健康管理の支援を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 避難者が自動車内での避難生活を選択する理由として、「プライバシーの確保」、「子どもへの配慮」、「ペットの飼育・同伴」などをあげている。避難所において至急「プライバシーの確

熊本県における地震後の自動車内避難への対応に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

保、「子どもへの配慮」などの対応を行い、車中避難者を避難所に誘導すべきではないか、政府の見解を示されたい。

三 既存のSNSを活用することにより、車中避難者の所在の把握や車中避難者への情報の伝達だけでなく、車中避難者の様々な要望を集めることができる。熊本県における車中避難者の把握や情報伝達を行うために、スマートフォンなどのアプリケーションを活用できないか、政府の見解を示されたい。

四 政府が中心となり、自動車内への避難を前提とした対策を強化すべきではないか。例えば、指定避難場所に大規模な駐車場などを追加するなど地域防災計画の新たなガイドラインを示すべきではないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震後の自動車内避難への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震後の自動車内避難への対応に関する質問に対する答弁書

政府としては、平成二十八年熊本地震の被災地において自動車内に避難した者（以下「車中避難者」という）に対し、水や食料等に加えて、肺血栓塞栓症及び深部静脈血栓症（以下「肺血栓塞栓症等」という）の予防に効果的な弾性ストッキングを提供するなどの対応を行っているところである。また、被災地方公共団体の保健師及び全国の

地方公共団体から派遣された保健師により、車中避難者も含めた被災者の健康管理が行われて

いるところであるが、政府としても、被災地方公共団体の要請に応じて全国の地方公共団体の保健師の被災地方公共団体への派遣のあつせんを行つてまいりたい。

政府としては、今後とも、これらの取組を通じて、車中避難者も含めた被災者に対し必要な支援を行つてまいりたい。

一について 御指摘の「プライバシーの確保」、「子どもへの配慮」、「ペットの飼育・同伴」等について

は、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成二十五年八月内閣府（防災担当）公表）及び避難所運営ガイドライン（平成二

十八年四月内閣府（防災担当）公表）において、地方公共団体に対して、例えば、間仕切りの設置、子供の遊びや學習のためのスペースの確

保、ペットを同伴して避難する場合のルールの周知等の配慮を求めていたところであり、これ

らについて、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の六の規定に基づき、地方公共団体において適切に対処されるべきものと考えており、平成二十八年熊本地震においても、適切に対処するよう、熊本県をはじめとする被災地方公共団体に要請しているところである。

二について 平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震後の自動車内避難への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震後の自動車内避難への対応に関する質問に対する答弁書

三について 平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震後の自動車内避難への対応に関する質問に対する答弁書

一について 平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震後の自動車内避難への対応に関する質問に対する答弁書

四について 政府としては、災害発生時には、自動車内で避難することが原則であると考へており、二についてお答えしたように、地方公共団体に対して、避難所における良好な生活環境の確保について配慮を求めているところである。一方で、やむを得ず車中避難者が発生した場合については、避難所運営ガイドラインにおいて、市町村は、車中避難者に対して肺血栓塞栓症等の防止に係る周知を行うべきことを明確にしているところである。

右質問する。

平成二十八年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書

平成二十八年五月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書

平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書

一及び二について 平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書

三について 平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書

な手続きをお示し願いたい。

二 災害直撃による心の問題の発症数は、災害発生後急激に増加したのち比較的すみやかに減少していく一方、災害に起因するPTSD等の精神疾患は災害発生後数ヶ月から数年後に増加していく。今回の一連の地震以降数年後に増加していく。前記一の手続きを経て本補正予算を翌年度以降に繰り越して執行することは可能か。

右質問する。

平成二十八年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書

一及び二について 平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書

三について 平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書

四について 平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書

五について 平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出平成二十八年度補正予算の執行の期間に関する質問に対する答弁書

熊本県における地震の高齢被災者への介護支援に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年五月二十三日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

る。こうしたニーズに応えるため、介護福祉の専門家だけでなく、話し相手として高齢者の精神面をサポートするボランティアに対する公的支援を是非とも行うべきではないか。
右質問する。

平成二十八年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

熊本県における地震の高齢被災者への介護支援に関する質問主意書
熊本県における地震の発災から一箇月が経ち、被災された高齢者や障がいの方々の要望に基づき政府が行つた依頼により、全国から被災地に福祉専門家の方々が支援に訪れている。実際に、政府が呼びかけた介護職員の派遣依頼には、千二百人以上が登録している。このような至急の対応にまずは感謝したい。

一方、このような状況の下、今後の課題は、緊急的な対応からどのようにして持続的な支援システムを構築するかに移りつつある。持続的な福祉支援の観点から以下質問する。

一 被災地で持続的に介護など福祉支援を行えるよう、全国一律の基準でなく、福祉施設や体制などに關して被災地のニーズに適した基準を採用すべきではないか。
二 臨時に派遣された福祉専門家から継続的に活動できる福祉専門家に引き継げるよう、被災地周辺に在住する介護福祉士などの資格保有者を活用すべきではないか。
三 前記二に關して、福祉関係の資格保有者の活動を促すために、復興支援の一環として人件費などの予算の手当てを行うべきではないか。
四 特に一人暮らしで住居を失った高齢者の精神的な痛手は大きく、避難所ではボランティアが高齢者の話し相手になるなど、専門的な介護支援のみならず話し相手を欲しているケースもある

福祉士等の資格を有する者の確保及び活用を支援してまいりたい。

四について

政府としては、今後、被災した方が避難所から応急仮設住宅等に移つて生活していく中で、継続的な心のケアを行うことが重要であると認識している。このため、応急仮設住宅に居住する高齢者等に対する総合相談を行う機能等を有し、ボランティア活動の拠点の機能を果たし得る拠点の整備等について熊本県に検討を依頼しているところであり、その他必要な方策についても検討を進めてまいりたい。

参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震の高齢被災者への介護支援に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「福祉施設や体制などに關して被災地のニーズに適した基準」の具体的に意味するところが明らかではないが、例えば、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第二十五条ただし書

熊本県における地震による住宅被害への支援において、災害等のやむを得ない事情がある場合は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることができる旨定められている。

平成二十八年五月二十三日 藤末 健三

参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震による住宅被害への支援に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「福祉施設や体制などに關して被災地のニーズに適した基準」の具体的に意味するところが明らかではないが、例えば、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第二十五条ただし書

熊本県における地震による住宅被害への支援において、災害等のやむを得ない事情がある場合は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることができる旨定められている。

一 災害に係る住家の被害認定に際しては、建物の損傷のみならず敷地の状況も含め、居住し続けられるかどうか総合的に勘案して判断すべきだ」と考えるが、政府の見解を示されたい。

二 最大三百万円の支援金も住居を再建するには十分ではないとの心配の声を聞くが、より手厚い支援を行うことができるよう、被災者生活再建支援制度の拡充を図るべきではないか。

三 前述の自宅敷地での一メートルを超す陥没の例にもあるように、「半壊」や「一部損壊」でも、住宅再建が大きな負担となり、資金の工面に困難を伴う場合がある。こうした「半壊」や「一部損壊」と認定された被災者の住宅再建に対しても、修繕費支援や再建ローンの優遇などの手厚い支援を政府系金融機関などを活用して行うべきと考えるが、現状及び今後の方針を具体的に示されたい。

部分がその住家の延床面積の二十%以上七十%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が四十%以上五十%未満のものと有する者の積極的な活用が重要であると考える。」とされ、「半壊」は、「住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通り

置を評価した介護報酬の加算等を通じて、介護

平成二十八年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震による住宅被害への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

参議院議員藤末健三君提出熊本県における地震による住宅被害への支援に関する質問に対する答弁書

一について

「災害に係る住家の被害の程度については、『災害の被害認定基準について』(平成十三年六月二十八日付け府政防第五百十八号内閣府政策統括官(防災担当)通知。以下「認定基準」という。)において、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積のその住家の延床面積に占める割合又は住家の主要な構成要素の経済的被害をその住家全体に占める割合で表した損害割合により認定することとしている。

敷地の状況については、認定基準に含めているが、敷地の被害に伴い、住家の基礎等が損傷を受けた場合には、住家の被害認定において考慮することとしている。

二について

被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)に基づく被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とするものであることから、最も重要な生活基盤である住家に全壊、大規模半壊等の重大な被害を受けた世帯の世帯主を支給対象とし、その額は、被災した世帯の自立した生活の再建を側面的に支援するという考え方の下、妥当な範囲にあるものとして設定しているところである。

なお、政府としては、平成二十三年二月から内閣府が主催する「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」等において被災者生活再建支援制度の支援の在り方等について検討を行っているところである。

被災者生活再建支援法においては、住家の被害の程度が御指摘のように「半壊」や「一部損壊」であっても、居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯の世帯主は、支援金の支給対象とされているところである。また、被災した住宅の補修等を行おうとする者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資により支援しているところである。政府としては、これらの措置を通じて被災者の住宅再建の支援策の実施に万全を期してまいりたい。

三について

三について

被災者生活再建支援法においては、住家の被害の程度が御指摘のように「半壊」や「一部損壊」であっても、居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯の世帯主は、支援金の支給対象とされているところである。また、被災した住宅の補修等を行おうとする者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資により支援しているところである。政府としては、これらの措置を通じて被災者の住宅再建の支援策の実施に万全を期してまいりたい。

四について

四について

被災者生活再建支援法においては、住家の被害の程度が御指摘のように「半壊」や「一部損壊」であっても、居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯の世帯主は、支援金の支給対象とされているところである。また、被災した住宅の補修等を行おうとする者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資により支援しているところである。政府としては、これらの措置を通じて被災者の住宅再建の支援策の実施に万全を期してまいりたい。

五について

五について

被災者生活再建支援法においては、住家の被害の程度が御指摘のように「半壊」や「一部損壊」であっても、居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯の世帯主は、支援金の支給対象とされているところである。また、被災した住宅の補修等を行おうとする者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資により支援しているところである。政府としては、これらの措置を通じて被災者の住宅再建の支援策の実施に万全を期してまいりたい。

官 報 (号 外)

調達や労働力の確保等、可能な限り被災地域の応急対策に取り組むよう要請したところであり、引き続き被災地域の情報収集に努めるとともに、被災地域への支援に取り組んでまいりたい。

二について

お尋ねの「特別相談窓口の設置、被災中小企業の既往債務の負担軽減、災害復旧貸付、セーフティネット保証等の各種施策について、平成二十八年四月十五日から五月二十五日までの間に、①株式会社日本政策金融公庫（以下「日本政策金融公庫」という。）の熊本支店及び八代支店、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の熊本支店、株式会社日本政策投資銀行の九州支店、熊本県信用保証協会、九州経済産業局並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構の九州本部及び南九州事務所に設置した特別相談窓口に寄せられた相談件数は三千八百六十四件、②返済猶予等の条件変更を行い、被災した中小企業の既往債務の負担軽減を実施した件数については、日本政策金融公庫で七百五十七件、商工中金で二十九件、熊本県信用保証協会で九百七十一件、③熊本県に事業所を有する中小企業であつて平成二十八年熊本地震により被害を被つたものを対象として実施する災害復旧貸付の件数については、日本政策金融公庫で七百件、商工中金で八件、④熊本県に事業所を有する中小企業であつて平成二十八年熊本地震により経営の安定に支障が生じているものを対象として熊本県信用保証協会が実施するセーフティネット保証の件数については六十九件である。

また、今般の被災状況に鑑み、政府系金融機関による融資については直接被災した中小企業に加え、風評被害を含め間接的に被災した中小企業に対象を拡充すること等とした「平成二十八年熊本地震特別貸付」を創設することとし、本日の熊本地震復旧等予備費の使用の閣議決定

により、日本政策金融公庫に対する出資金として百八億円を措置するとともに、信用保証についても、実施に当たつて万全を期すため、日本政策金融公庫に対する出資金等として九十二億円を措置することとした。

三について

平成二十七年度補正予算で措置された小規模事業者持続化補助金をはじめ、平成二十八年度当初予算で措置された戦略的基盤技術高度化支援事業、地域創業促進支援事業等については、熊本県全域（小規模事業者持続化補助金については、大分県の一部地域を含む。）で公募期間を既に延長している。また、これらの補助金の被災地域への配分額は現時点では未定である。

四について

平成二十八年熊本地震により、熊本県内の商店街において、地元のスーパーマーケットの倒壊やアーケードの支柱が折れる等の被害が生じている。また、震災による直接的な被害がない場所においても、商店街の人通りや売上げが震災前に比べ減少するという影響が生じている。このため、本日の熊本地震復旧等予備費の使用の閣議決定により、被災した商店街に対し、破損したアーケードや街路灯など、公共性の高い商店街施設・設備の改修・建替えのための措置及び商店街のにぎわいの回復を支援するための措置を講ずることとしたところであり、地域の商業機能及び地域コミュニティ機能を支える商店街の復旧等に向け早急に取り組んでまいりたい。

五について

本日の熊本地震復旧等予備費の使用の閣議決定により、誘致を受けて熊本県に立地する企業の事業環境に関する不安を企業立地等の専門家が早急に把握し、ニーズにきめ細かく対応するため、専門家による相談窓口の設置及び事業再開等に関するアドバイスや分析等の実施をするための措置を講ずることとしたところである。

官 報 (号 外)

平成二十八年六月一日 参議院会議録第三十二号

明治二十五年三月三十日
種郵便物認可

発行所
二東京一〇番五號虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
一本一円
〔本体〕一三三六円